

4 旧意匠法等

(1) 免許新形条例案

(内務省勸商局案)

- 凡ソ自己ノ勉強、才能、尽力及費用ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ為ス者、内務卿ニ請願シ年限ヲ定メ其専売免許ヲ受クル事ヲ得可シ。
 - (一) 彫刻物、漆器、陶土器物、鋳物、打物、玉石細工物等ノ諸製物ノ新模様又ハ形状ヲ創製スル者
 - (一) 毛絹綿布等ノ織物ニ織出シ、其他諸般ノ仕方ヲ以テ染出スル新模様又ハ縞柄ヲ創製スル者
 - (一) 諸般ノ製造物ニ印シ描キ鋳込ミ塗込ミ其他諸般ノ仕方ヲ以テ附置スル新模様、図形ヲ創製スル者
 - (一) 諸般ノ製造物ノ有用ナル新形ヲ創製スル者
- 但シ右同上ハ新模様形状縞柄及図形其人ノ創製前他人既ニ之ヲ知り又ハ用キ又ハ免許ヲ受ケ又ハ印刷シタル公布物ニ記載シ等ノ事アレバ免許ヲ得可ラズ。
- 右同上ノ専売免許状ハ其願人ノ択ムニ任セ三年半又ハ七年又ハ十四年間之ヲ与フ可シ
- 此条例ニ依テ専売免許ヲ願出ル者ハ書式第一号ニ照準シ、各其見本雛形願書二通ヲ作り毎通捺印シ及ビ其年限相当ノ手数料ヲ添ヘテ之ヲ内務卿ニ願出ゾ可シ。但シ其写真又ハ図取ニテ十分描写シ得可キ物ハ其写真又ハ図取ヲ添ヘ而シテ其見本雛形ヲ添ルニ及バズ。
- 免許手数料ハ左ノ如シ
三年半ノ免許状ヲ願フニハ二円、七ケ年間ニハ三円五十銭、十四ケ年間ニハ五円、但シ右金員ハ請願人ノ便利ノ場所ニ在ル郵便局ノ為替金取扱所ニ納メ其受取証ヲ願書ニ添テ差シ出スモ妨ケナシ。
- 内務卿右請願ヲ免許スルトキハ願書一通及其雛形又ハ写真又ハ図取ヲ内務省ニ留置キ其他ノ一通ニ内務卿ノ印ヲ鈐シ書式第二号ノ免許状ヲ添ヘ郵便ヲ以テ其本人エ送ル可シ。
- 内務卿右請願ヲ免許セザルトキハ簡略ニ其免許セザル所以ヲ記シ並ニ若シ改正セシメテ適当ナルトキハ其願書若クハ明細書ヲ改正シテ出スニ要用ナル報知ヲ記シテ之ヲ送付ス可シ。
- 内務卿ハ右請願ノ為メニ予テ簿帳ヲ備ヘ置キ其免許シタル願書ヲ登録シ、右雛形又ハ写真又ハ図取ヲ添ヘ之ヲ便利ナル所ニ貯ヘ置キ通常事務時限ノ間ニハ誰人ニテモ就テ閲覧スルコトヲ許ス可シ。
- 右免許ヲ受ケタル者ハ云々（新聞広告之事）
右免許ヲ受ケタル者ハ製造者其免許ヲ受ケタル創製物ノ見易キ所ニ『専売免許』ノ四字及其本人ノ姓名ヲ記ス可シ。
- 右免許ヲ犯ス者アルトキハ其専売人ノ訴出ツルヲ待ち犯権ニ係ル物品ノ売得金及現存ノ物品ヲ取上ゲ其犯サレタル者ニ給附ス可シ、且五円ヨリ少カラズ八拾円ヨリ多カラザル罰金ヲ科ス可シ。
- 専売免許ヲ受タル者其免許ヲ犯ス者アルトキハ其犯行後三ケ年内及其犯行ヲ発見シタル後一ケ年内ハ前条売得金及現存物品ノ取上ノ訴ヲ起スコトヲ得ル但シ右年限ヲ過グレバ出訴ノ権ヲ失フ可シ。
- 専売権ハ其本人又ハ其相続人ヨリ之ヲ他人エ全国又ハ或地方限ニ売渡シスルコトヲ得ル但シ双方ヨリ三ヶ月以内ニ書式第三号ニ倣ヒ郵便ヲ以テ内務卿エ免許状書替ヲ願出ゾ可シ。
- 凡ソ専売免許ヲ受ク可キ物品ヲ免許出願以前ニ買受ケ又ハ其本人ノ承知ニテ之ヲ造作スルモノハ其物品ヲ用キ若クハ之ヲ他人エ販売スルコトヲ得ル。

- 凡ソ免許状紛失磨滅等ノ節ハ何時ニテモ条例ニ掲タル手数料ヲ納メ書替ヲ願フコトヲ得ル。
- 免許延期ヲ欲スル者ハ其当時免許満期ヨリ一ヶ月前ニ書式第四号ニ倣ヒ条例ニ掲ケタル手数料ヲ納メ延期願書ヲ内務卿エ指出シ更ニ延期免許状ヲ受ク可シ。
- 内務卿ハ専売免許ニ関シ公衆ノ知ラザル可ラザルト看做ス訴訟状及法律規則裁判書等ヲ出版スルコトヲ得ル。又免許ヲ受ケタル物品ノ絵図及明細書ヲ若干部限リ時々出版シ地方官エ頒布ス可シ。地方官ニ於テハ右絵図及明細書ヲ人民ノ展覽ニ便利ナル所ニ保存シ人民ノ展覽ヲ許ス可シ。但シ訴訟ニ付立証スル為メノ外ハ之ヲ其場所外ニ出ス可ラズ。
- 専売免許願書ヲ指出シ未ダ免許状ヲ下附セザル前ニ其本人死歿スルトキハ相続人ヨリ其趣ヲ届出テ、免許状ヲ受クルコトヲ得ル。
- 専売免許ヲ受タル本人又ハ其相続人又ハ専売権ヲ買取リタル者ハ其免許アル物品ニ免許ノ二字並ニ免許ヲ受ケタル年月日ヲ記ス可シ、若シ其品柄ニ依リ之ヲ直記スルコトヲ得ザルトキハ之ニ札ヲ貼シ若クハ其包物ニ記ス可シ、若シ然カセズシテ犯権スル者ヲ告訴スル共其償ヲ得可ラズ、但シ其犯権セシ者エ其犯権ナルコトヲ通知シタリト雖モ其者依然其所業ヲ続ケルトキノ此限ニ非ズ。
- 専売免許願書ニハ其免許ヲ受ク可キ物品ノ明細書ヲ添ヘ其製作方及用法等發明セシ廉々ヲ明瞭ニ記載シ他ノ同類ノ物ト判然區別相立ツ様ニ為ス可シ。
- 専売免許掛リノ官員及傭ハ直接間接ノ異同ヲ問ハズ都テ専売免許状ヲ受クル得可ラズ又専売免許ノ利益ヲ分取ス可ラズ、但シ遺与又ハ相続ニ係ル者ハ比限ニ非ズ。
- 凡ソ専売免許ナキ物品ニ免許ヲ受ケタル人ノ名ヲ其人ノ承知ナキニ附記シ或ハ其人ノ記号ヲ其人ノ承知ナキニ模擬贋造セント欲シテ免許ノ二文字又ハ同様ノ意味アル字ヲ附記シ或ハ人民ヲ騙瞞スルガ為メニ専売持許ノ字ヲ附記スル者〇〇〇ノ罰金ヲ科スベシ。
- 凡ソ創製ノ趣向已ニ立チ只物品仕上ニ時ヲ要スル時ハ其旨ヲ届出デ併セテ其物品仕上ノ後専売免許ヲ受クル迄ニ他ヨリ同様ノ物品ニ専売免許ヲ願出スル時ハ其許可ヲ見合スコトヲ請フコトヲ得ル。
- 専売人免許願書ヲ差出シタルトキ内務卿ノ見込ニテ未許可ノ願書又ハ未満期専売免許状ト衝触スルト看做ストキハ審査官ヲ定テ其發明ノ先後ヲ審査セシメ其先者ニ免許ヲ与フ可シ。
- 明細書専売免許物品ノ実情ヲ尽サズシテ不十分ノ専売免許状ヲ与ヘタルトキハ内務卿ハ其免許状ヲ取上ゲ其明細書ヲ改正セシメ更ニ免許状ヲ与フ可シ。
- 心得違ニテ明細書並願書ニ自己ノ發明ニ非ラザル所ヲ自己ノ發明ナリト為シテ記載シ出シ而シテ其間違ヘタル所該免許物品ノ肝要ノ部分ニ非ザルトキハ其趣ノ届書ニ改正明細書並ニ此条例ニ掲ゲタル手数料ヲ添エテ内務省ニ差出ス可シ但シ該事件ニ付已ニ訴訟起リタルトキハ改正ヲ許可セザル可シ。
- 犯権ヲ告訴セラレタル者ハ左ノ件々ヲ立証スルトキハ其件ニ付テハ其責ヲ免カル可シ。
 - (一) 人民ヲ欺カント欲シテ原告人ガ明細書ニ於テ肝要ノ部分ニ付、不真実ノ事ヲ記載セル事
 - (一) 右原告人ハ其全部又ハ其肝要ノ部分已ニ他人ノ發明セシ所ノ物品ヲ以テ専売免許ヲ得タル事
 - (一) 右原告人ガ専売人免許ヲ受タル物品已ニ二ケ年以上人民ノ用ウル所ナルカ又ハ世間ニ於テ模造スルニ任カシタルカ又ハ已ニ他人其免許ヲ得タルカ又ハ印刷シタ

ル文書ニ該物品ノ詳解アル事

被告人右之件々ヲ立証セント欲スルトキハ予メ其答弁書ニ其趣ヲ記シ三十日間ニ過ギザル猶予ヲ請フコトヲ得ル。

- 専売免許ヲ受ケタル者其請願之時自身真ニ該品之新發明者タリト信セルトキハ縦令其物品ノ全部又幾部分已ニ外国ニ於テ用ラレタルモ未ダ専売免許ヲ受ケズ又ハ印刷シタル文書ニ記載之レ無キトキハ妨ケ無シト為ス。

(2) 意匠條例 (明治 21 年)

明治二十一年十二月十八日

勅 令 第 八 十 五 號

第一條 工業上ノ物品ニ應用スヘキ形狀模様若クハ色彩ニ係ル新規ノ意匠ヲ按出シタル者ハ此條例ニ依リ其意匠ノ登録ヲ受ケ之ヲ専用スルコトヲ得

第二條 左ニ掲クル意匠ハ登録ヲ受クルコトヲ得サルモノトス

- 一 風俗ヲ害スヘキモノ
- 二 登録出願以前公ニ知ラレ又ハ公ニ用ヒラレタルモノ

第三條 意匠ノ登録ヲ受ケント欲スル者ハ一意匠毎ニ明細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スヘシ但其願書明細書及圖面ハ特許局ニ差出スヘシ

第四條 意匠ノ登録ヲ出願スル者アルトキハ特許局長ハ特許局審査官ヲシテ其意匠ヲ審査セシメ登録ヲ許スヘシト査定シタルモノハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ意匠原簿ニ登録シ其登録證下付ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 登録證ハ農商務大臣ニ署名シ特許局長ニ副署シ明細書及圖面ヲ添ヘ之ヲ下付サルモノトス

第六條 意匠専用ノ年限ハ三年五年七年及十年ノ四種ト爲シ原簿登録ノ日ヨリ起算ス

第七條 意匠ノ専用ハ農商務大臣ノ定ムル物品類別ニ於テ出願人ノ指定シタル物品ニ限ルモノトス

第八條 二人以上同一又ハ類似意匠ノ登録ヲ出願スル者アルトキハ願書日附ノ先ナルモノヲ登録ス其日附同キモノハ共ニ之ヲ登録セサルモノトス但出願人協議ノ上連名ニテ其登録ヲ出願スルトキ又ハ其出願ヲ取消ス者アリテ出願者一人トナリタルトキハ此限ニ在ラス

第九條 意匠ノ登録ヲ受ケタル者又ハ之ヲ受ケントスル者死亡シタルトキハ其權利ハ相續者ニ属スルモノトス

第十條 他人ノ委託又ハ雇主ノ費用ヲ以テ按出シタル意匠ノ登録出願ノ權利ハ其委託者若クハ雇主ニ属ス但別ニ契約アル場合ニ於テハ此限ニ在ラス

第十一條 登録ヲ受ケタル意匠ト雖モ第二條ニ該ルコトヲ發見セラレタルモノ又ハ第八條第十條ニ違ヒ登録ヲ受ケタルコトヲ發見セラレタルモノハ其登録ヲ無効トス

第十二條 意匠ノ審査査定審判ニ關スル事項ハ總テ特許條例ヲ適用ス

第十三條 意匠専用權ハ制限ヲ附シ若クハ附セスシテ賣與讓與シ若クハ共有トナシ又ハ書入ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ特許局ニ請求シ契約ノ登録ヲ受クヘシ登録ヲ受ケサル契約ハ第三者ニ對シ法律上其效ナキモノトス

第十四條 特許局ノ官吏ハ在職中意匠ノ登録ヲ出願シ又ハ意匠専用權ヲ新ニ有スルコトヲ得ス但相續ニ由リ意匠専用權ヲ新ニ有スルハ此限ニ在ラス

第十五條 登録意匠主其登録證ヲ毀損若クハ亡失シタル

トキハ事由ヲ具シ再下付ヲ出願スルコトヲ得

第十六條 登録意匠主其明細書若クハ圖面ノ不完全ナルコトヲ發見シタルトキハ登録ノ效力ヲ全クスル爲メ改訂明細書若クハ圖面ヲ添ヘ登録證ノ改訂ヲ出願スルコトヲ得但其意匠ニ變更ヲ生スルモノハ此限ニ在ラス

第十七條 登録意匠主ハ其意匠ヲ應用シタル物品ニ農商務大臣ノ定メタル登録標記ヲ爲スヘシ

第十八條 意匠ニ關シ出願又ハ請求スル者ハ左ノ手数料ヲ納ムヘシ

- 一 意匠ノ登録ヲ出願スルトキ
一意匠ニ付物品一類毎ニ 金五十錢
- 二 登録意匠ノ賣與讓與共有又ハ書入契約ノ登録ヲ請求スルトキ
一意匠ニ付物品一類毎ニ 金三圓
- 三 登録證ノ再下付ヲ出願スルトキ
證書一枚毎ニ 金一圓
- 四 登録證ノ改訂ヲ出願スルトキ
一意匠ニ付物品一類毎ニ 金二圓
- 五 審判ヲ請求スルトキ
一事件毎ニ 金七圓

第十九條 意匠登録證又ハ其改訂登録證ヲ受クル者ハ意匠ヲ應用スル物品一類毎ニ左ノ區別ニ從ヒ登録料ヲ納ムヘシ

- 一 三年ノ専用 金一圓
- 二 五年ノ専用 金二圓
- 三 七年ノ専用 金四圓
- 四 十年ノ専用 金八圓

第二十條 登録意匠ニ關スル書類ノ謄本若クハ圖面ノ調製ヲ要スル者ハ特許局ニ之ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ相當ノ手数料ヲ納ムヘシ

第二十一條 登録意匠ノ専用權ヲ侵シタル者ハ其意匠主ニ對シ損害賠償ノ責ニ任スヘシ

第二十二條 前條損害賠償ノ責ハ三年ヲ以テ期滿免除ノ期トス

第二十三條 他人ノ登録意匠ナルコトヲ知り之ヲ同一物品ニ應用シテ之ヲ販賣シタル者又ハ情ヲ知りテ其物品ヲ受託販賣シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

登録意匠主ノ權利ヲ侵スヘキ物品ナルコトヲ知り之ヲ外國ヨリ輸入シテ販賣シタル者又ハ情ヲ知り其物品ヲ受託販賣シタル者ハ罰前項ニ同シ

詐欺ノ所爲ヲ以テ登録證ヲ受ケタル者又ハ登録ヲ受ケサル意匠ヲ應用シタル物品ニ登録標記若クハ類似ノ標記ヲ爲シテ販賣シタル者又ハ情ヲ知り其物品ヲ受託販賣シタル者ハ罰第一項ニ同シ

第二十四條 前條第一項第二項ノ場合ニ於テハ其犯罪ノ物件ヲ沒收シテ登録意匠主ニ給付シ其既ニ賣捌キタルモノハ代價ヲ追徴シテ之ヲ給付ス

第二十五條 第二十三條第一項第二項ノ犯罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス前項ノ場合ニ於テ告訴人ノ請求ニ依リ裁判官ハ假ニ其告訴ニ係ル物品ノ販賣ヲ差止ムルコトヲ得

第二十六條 登録意匠主第十七條ノ登録標記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキハ告訴又ハ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス

第二十七條 此條例ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第二十八條 此條例施行ノ細則ハ農商務大臣之ヲ定ム

第二十九條 此條例ハ明治二十二年二月一日ヨリ施行ス

○ 意匠條例施行細則

明治二十二年一月四日

農商務省令第二号

第一條 意匠條例ニ依リ差出ス願書ハ第一號ヨリ第七號ニ至ル書式ニ從ヒ之ヲ認メ同條例第十八條ノ手数料金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用スヘシ

第二條 明細書ニハ明細書文例ニ準シ左ノ諸件ヲ記載シ圖面ニ通ヲ添フヘシ

- 一 意匠ノ名稱
- 二 意匠ヲ應用スル物品ノ類別及名稱
- 三 意匠ノ詳細説明
- 四 專用權請求ノ區域

第三條 圖面ニハ製圖例ニ準シ意匠ヲ明了ナラシムルニ必要ナル部分ヲ示スヘシ寫眞ヲ以テ意匠ヲ示スコトヲ得ルモノハ之ヲ圖面ニ代用スルコトヲ得

第四條 意匠登録願書ハ其意匠ヲ應用スヘキ物品類別一類毎ニ各別ニ差出スヘシ

第五條 意匠登録願書及明細書圖面ヲ受理シタルトキハ特許局長ハ出願人ニ領收書ヲ送付シ願書ノ日附ヨリ三十日ヲ經タル後願書日附ノ順ニ從ヒ審査官ヲシテ其審査ニ着手セシムヘシ

第六條 意匠條例第十六條ニ依リ意匠登録證ノ改訂ヲ願出ルトキハ其事由ヲ記載シタル願書ニ改訂明細書一通若クハ圖面ニ通ヲ添ヘ現意匠登録證竝ニ附屬ノ明細書ト共ニ差出スヘシ

前項ノ出願ヲ許可スルトキハ特許局長ハ此細則第十條及第十一條ノ手續ニ依リ改訂意匠登録證ヲ送付スヘシ

第七條 審査官ニ於テ願書明細書圖面等ニ不完全ノ廉アリト認メタルトキハ特許局長ハ其旨ヲ出願人ニ通知シ通知書ノ日附ヨリ六十日以内ニ訂正書又ハ訂正圖面ヲ差出サシムヘシ此期限内ニ差出ササルトキハ出願ヲ無効トス

第八條 出願人其出願中ニ係ル願書明細書圖面等ニ過誤アルコトヲ發見シタルトキハ意匠ニ變更ヲ生セサルモノニ限り其訂正ヲ請求スルコトヲ得但査定書若クハ登録通知書ヲ發シタル後及審判中ニ係ルモノノ訂正ハ特許局長ニ於テ必要ト認メタルモノノ外之ヲ許サス

第九條 再審査及審判ニ關スル事項ハ總テ特許條例施行細則ヲ適用ス

第十條 意匠ノ登録ヲ許可スルトキハ特許局長ハ登録料納付用紙ヲ添ヘテ登録通知書ヲ出願人ニ送付スヘシ出願人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ登録料納付用紙ニ意匠條例第十九條ノ登録料金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用シ明細書ニ通圖面ニ通ヲ添ヘ通知書ノ日附ヨリ六十日以内ニ差出スヘシ此期限内ニ差出ササルトキハ出願ヲ無効トス

第十一條 出願人登録料ヲ納付シタルトキハ特許局長ハ其納付ノ日ヲ以テ意匠原簿ニ登録シ其旨ヲ出願人ニ通知シ十五日以内ニ意匠登録證ヲ送付スヘシ

第十二條 意匠登録證ハ第八號書式ニ依リ調製シ意匠原簿登録ノ日ヲ以テ其日附ト爲ス

意匠條例第十五條又ハ第十六條ノ場合ニ於テ意匠登録證ヲ下付スルトキハ特許局長ハ其事由竝ニ下付ノ年月日ヲ裏書シ之ニ署名スヘシ

第十三條 出願人他人ノ記名又ハ他人ト連名ニテ意匠登録證ヲ受ケント欲スルトキハ意匠原簿登録ノ日マデニ其旨ヲ申出ツヘシ

第十四條 意匠條例第十三條ニ依リ賣與、讓與、共有又ハ書入ノ登録ヲ請求スルトキハ第九號及第十號書式ニ從ヒ請求書ヲ認メ同條例第十八條ノ手数料金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用シ約定書ヲ添ヘテ差出スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ特許局長ハ其約定書ヲ契約原簿ニ登録シ約定書ニ登録済ノ證印ヲ捺シテ之ヲ請求人ニ送付スヘシ

第十五條 登録意匠主ハ意匠條例第十七條ニ依リ其意匠ヲ應用シタル物品又ハ其上包等ニ登録意匠ノ四字意匠登録證ノ日附及専用ノ年限ヲ標記スヘシ

第十六條 意匠専用權ヲ相續シタルトキ又ハ登録意匠主氏名ヲ變換シタルトキハ三十日以内ニ其旨ヲ届出ツヘシ

第十七條 意匠ノ登録又ハ意匠登録證ノ改訂ヲ許可シタルトキ又ハ意匠ノ登録ヲ無効トシタルトキ其他登録意匠ニ關シ必要ノ場合ニ於テハ特許局長ハ官報竝ニ特許公報ヲ以テ之ヲ廣告スヘシ

第十八條 意匠條例第七條ノ物品類別ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一類 衣服

衣、裳、外套、襯衣、帶、領、領飾、領卷、肩掛等

第二類 頭飾、服飾、帽子

櫛、簪、根掛等。胸飾、腕環、指環、釦鈕等。各種ノ帽子

第三類 時計及其附屬品

袂時計、置時計、掛時計、鎖、下ケ物等

第四類 傘、杖及履物類

各種ノ傘、杖、下駄、草履、靴等

第五類 携帯品

烟具、扇、懷中物、手提等

第六類 家具

棚、箆笥、机、椅子、卓子、寢臺等

第七類 敷物

緞通、油團、花筵其他各種ノ敷物

第八類 煖爐及其附屬品

火鉢、煖爐、烟草盆、炭取、石炭入、火箸等

第九類 點燈器

行燈、燭臺、手燭、燈籠、「ランプ」、瓦斯燈、電氣燈等

第十類 建築附屬品

障、戸、扉、棚、欄間、欄干等

第十一類 織物及他類ニ屬セサル織物製品

絹、綿、麻、毛等各種ノ織物、服紗、手巾、窓掛、卓被等

第十二類 他類ニ屬セサル編物、組物

「レース」、打紐、飾縁等

第十三類 他類ニ屬セサル漆器（假漆塗、油漆塗等モ之ニ屬ス）

飲食器、手箱、香合等

第十四類 他類ニ屬セサル陶器（煉化石、瓦等モ之ニ屬ス）

飲食器、花瓶、香爐等

第十五類 他類ニ屬セテル玻璃

飲食器、紋様玻璃等

第十六類 他類ニ屬セサル七寶

花瓶、香爐、手箱、香合等

第十七類 他類ニ屬セサル金属製品

貴金属、賤金属及合金ノ各種製品

第十八類 他類ニ屬セサル石材製品

寶石其他石類ノ各種製品

第十九類 他類ニ屬セサル木、竹、牙、角類製品

盆、箱、花臺、籃、籠、簾、柱聯、茶托、箸、硯屏、墨臺、筆筒等

第二十類 紙及他類ニ屬セサル紙製品

紋紙、擬草紙、襖紙、壁紙、表紙、色紙、短冊、紙箋等。書簡筒、文匣、一閑張等

第二十一類 皮革及他類ニ屬セサル皮革製品

各種ノ紋革，文匱，馬具等

第二十二類 他類ニ属セサル物品

第十九條 特許條例施行細則第四十四條第四十五條第四十六條第四十七條第四十八條第四十九條及第五十條ハ此細則ニモ之ヲ適用ス

書式 用紙美濃紙十三行二十五字詰

第一號 意匠ノ登録ヲ願出ルトキ

意匠登録願 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ

一 何々 意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

右ハ別紙明細書及圖面（寫眞）ノ通ノ意匠ニシテ私（私共）ノ按出候モノニ有之意匠條例ニ觸レサルモノト確信候間何箇年ノ登録相受度此段相願候也

本籍（及現住所）

年月日

按出者 氏 名 印

二名以上ナルトキハ各署捺印スヘシ以下總テ此例ニ依ル

農商務大臣氏名殿

第二號 意匠按出者他人ト連名ノ意匠登録證ヲ受ケントシテ登録ヲ願出ルトキ

意匠登録願 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ

一 何々 意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

右ハ別紙明細書及圖面（寫眞）ノ通ノ意匠ニシテ私（私共）ノ按出候モノニ有之意匠條例ニ觸レサルモノト確信候間何箇年ノ登録相受度尤登録證ノ儀ハ何某（本籍ヲモ記スヘシ）ト連名ニテ下付相成度此段相願候也

本籍（及現住所）

年月日

按出者 氏 名 印

農商務大臣氏名殿

第三號 意匠按出者他人ノ記名ニテ意匠登録證ヲ受ケントシテ登録ヲ願出ルトキ

意匠登録願 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ

一 何々 意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

右ハ別紙明細書及圖面（寫眞）ノ通ノ意匠ニシテ私（私共）ノ按出候モノニ有之意匠條例ニ觸レサルモノト確信候間何箇年ノ登録相受度尤登録證ノ儀ハ何某（本籍ヲモ記スヘシ）ノ記名ニテ下付相成度此段相願候也

本籍（及現住所）

年月日

按出者 氏 名 （印）

農商務大臣氏名殿

第四號 相續者ヨリ意匠ノ登録ヲ願出ルトキ

意匠登録願 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ

一 何々 意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

右ハ亡何某ノ按出ニ係リ私相續候處別紙明細書及圖面（寫眞）ノ通ノ意匠ニシテ意匠條例ニ觸レサルモノト確信候間何箇年ノ登録相受度此段相願候也

本籍（及現住所）

按出者亡何某相續者

登録願人

年月日 氏 名 （印）

農商務大臣氏名殿

第五號 他人ノ按出ニ係ル意匠ノ登録ヲ願出ルトキ

意匠登録願 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ

一 何々 意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

右ハ別紙明細書及圖面（寫眞）ノ通ノ意匠ニシテ私（私共，當會社，當組合）ヨリ何某（本籍ヲモ記スヘシ）ニ託シテ按出セシメタルモノニ有之意匠條例ニ觸レサルモノト確信候間何箇年ノ登録相受度此段相願候也

本籍（及現住所）

登録願人

年月日 氏 名 印

又ハ所在地

登録願人

會社（組合）名 社組印

社（組）長又ハ重役

氏 名 印

會社又ハ組合ヨリ差出ス書面ノ署名方ハ總テ此例ニ依ル

農商務大臣氏名殿

第六號 意匠登録證ノ再下付ヲ願出ルトキ

意匠登録證 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ
再下付願

一 第何號意匠登録證

一 何々 登録意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

一 按出者氏名

右私（私共）所有意匠登録證何々（事由ヲ記スヘシ）ニ依リ毀損（亡失）候ニ付意匠登録證再下付相成度此段相願候也

本籍（及現住所）

登録意匠主

年月日 氏 名 印

農商務大臣氏名殿

第七號 意匠登録證ノ改訂ヲ願出ルトキ

意匠登録證 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ
改訂願

一 第何号意匠登録證

一 何々 意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

一 按出者氏名

右私（私共）所有意匠登録證附屬ノ明細書（圖面又ハ寫眞）中何々（事由ヲ記スヘシ）ノ爲メ登録ノ效力ヲ全クシ難キニ付別紙之通改訂致度尤之カ爲メ意匠ノ要部ニ變更ヲ生スル儀無之候間改訂意匠登録證下付相成度別紙改訂明細書（改訂圖面又ハ寫眞）並ニ現意匠登録證及附屬明細書（圖面又ハ寫眞）相添此段相願候也

本籍（及現住所）

登録意匠主

年月日 氏 名 印

農商務大臣氏名殿

第八號 意匠登録證書式
（表）

第阿號

意匠登録證（改訂意匠登録證）

本籍（及現住所）

氏 名

何々（意匠ノ名稱）

意匠條例ニ據リ前記ノ意匠ヲ登録シ本證附屬明細書

ノ請求區域ニ對シ右記名ノ者ニ何年間專用權ヲ與フルモノ也

農商務大臣
年月日 氏 名 印
特許局長
氏 名 印

(裏)

何々 下付ノ事由
特許局長
年月日 氏 名 印

第九號 登録意匠ノ賣與、讓與、共有又ハ書入ノ登録ヲ請求スルトキ

登録意匠賣與（讓與、 此處ニ登記印紙ヲ
共有又ハ書入）登録請求書 貼用シ消印スヘシ

- 一 第何號意匠登録證
- 一 何々 登録意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ
- 一 按出者氏名

右私（私共）所右登録意匠ヲ別紙約定書之通賣與（讓與、共有又ハ書入）候間登録相成度約定書相添此段請求候也

本籍（及現住所）
登録意匠主
年月日 氏 名 印

本籍（及現住所）
賣受（讓受、共有、書入受）人
氏 名 印
特許局長氏名殿

第十號 書人中ノ登録意匠ノ賣與、讓與、共有又ハ書入ノ登録ヲ請求スルトキ

登録意匠賣與
（讓與、共有又ハ書入）登録 此處ニ登記印紙ヲ
請求書 貼用シ消印スヘシ

- 一 第何號意匠登録
- 一 何々 登録意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ
- 一 按出者氏名

右私（私共）所有登録意匠ハ何年何月何日附ノ約定書ニ依リ何某（本籍ヲモ記スヘシ）ヘ書入致置候處今般別紙約定書之通賣與（讓與、共有又ハ書入）候間登録相成度約定書相添此段請求候也

本籍（及現住所）
登録意匠主
年月日 氏 名 印

本籍（及現住所）
賣受（讓受、共有、書入受）人
氏 名 印
特許局長氏名殿

明細書文例

(備考)

- 一 明細書ハ美濃紙ニツ折ニシテ上部曲尺一寸下部八分左二分綴料一寸ヲ餘シ楷行ノ内ヲ以テ十三行二十五字詰ニ認ムヘシ
- 二 明細書ニハ此細則第二條ニ掲ケタル諸件ノ外必要ナラサル事項ヲ記載スヘカラス
- 三 明細書ハ書損ナキ様認ムヘシ若シ書損アリテ挿入又ハ削除スルトキハ其上部ニ存スル餘白ニ第何行第何字目何々ノ下何々ノ上何々ノ何字ヲ加ヘ又ハ除クトカ或ハ何々ノ字ヨリ何何ノ字ニ至ル何字ヲ何々ノ何字ニ改ムト記シテ認印ス

ヘシ紙ヲ糊付シテ書損ノ部分ヲ掩ヒ其上ニ書改ムル等ノコトヲ爲スヘカラス但削除スヘキ文字ニハ一ノ縦線ヲ引キ其字體ヲ存スヘシ

四 明細書ニハ其末尾ニ出願人署名捺印スヘシ本籍、現住所、年月日及宛名ハ之ヲ記載スヘカラス

製圖例

(備考)

- 一 圖面ハ礬水引ノ純白ナル美濃紙ヲ用ヒ凡ソ其上部一寸下部八分左三分右一寸五分ヲ餘シ堅曲尺七寸二分横四寸六分ノ面内ニ之ヲ認メ其面内左右ノ下部ニ於テ圖面ニ妨ケナキ所ニ出願人署名捺印スヘシ本籍、現住所、年月日及宛名ハ之ヲ記載スヘカラス
- 二 圖面ヲ製スルニハ其紙ノ横ヲ堅ニ用フルハ妨ケナシト雖モ同一ノ紙面ヲ堅横混合シテ用フヘカラス
- 三 圖面ハ成ルヘク一枚ニ認メ已ムヲ得サル場合ノ外其紙數ヲ増加スヘカラス
- 四 意匠ノ名稱ハ圖中ニ記載スヘカラス
- 五 圖面ハ色形ニ係ルモノノ外一切着色スヘカラス
- 六 圖ノ離レタルモノハ一箇毎ニ第一圖第二圖ト番號ヲ付シ又一部分ニシテ數圖ニ互ルモノアレハ必ス同一ノ符号ヲ用フヘシ但番號及符號ハ圖ノ妨ケトナラサル様濃墨ニテ明瞭ニ記スヘシ
- 七 符號ヲ直ニ圖ニ施スコト能ハサル場合ニハ其部分ヨリ少シク離シテ符號ヲ記シ極小ノ點線ヲ以テ其部分ト符号トヲ接續スヘシ陰ヲ施シタル上ニ符號ヲ記スヘカラス已ヲ得シテ陰ノ上ニ施ストキハ其部分タク陰ヲ施サシテ符號ヲ記スヘシ
- 八 截断面ヲ現ハスニハ線間凡ソ三厘ヲ離シタル平行線ヲ斜ニ引クヘシ又裁断面中部分ヲ異ニスルモノハ各方向ノ差ヒタル斜線ヲ用フヘシ
- 九 活版ニ應用スヘキ文字及記號ノ形狀ニ係ル意匠圖面ヲ製スルニハ左ノ心得ニ依ルヘシ
 - 一 片假名平假名數字若クハ羅馬字ノ如キ數ニ定限アル文字等ノ形狀ニ係ル意匠ナルトキハ其各字形等ノ全體ヲ示スヘシ
 - 一 漢字ノ如キ數ニ定限ナキ文字ノ形狀ニ係ル意匠ナルトキハ其各字形ノ全體ヲ示スヲ要セス唯之ヲ構成スル部分即チ偏、旁、冠構等ノ各種類ヲ舉ケテ其形狀ヲ示スヘシ若シ又偏、旁等ノ一部分ヲ以テ示シ難キ文字全體ノ形狀ニ係ル意匠ナルトキハ其全般ヲ推知スルニ足ルヘキ若干ノ字例ニ依テ之ヲ示スヘシ
 - 一 文字ノ全體又ハ偏、旁等ニ關セス唯其點畫ニ属スル形狀ニ係ル意匠ナルトキハ各種點畫ノ形狀並ニ之ヲ以テ組成セル文字ノ全體數種ヲ示スヘシ

第一 形狀ノ意匠ヲ記載シタル一例

明細書

煖爐ノ意匠

此意匠ヲ應用スル物品ハ第八類中砲狀煖爐トス

此意匠ハ別紙圖面ニ示シ且ツ左ニ逐一記載スル如キ新規ナル各部ト其組合トヲ包括ス

一部ヲ扉イノ裝飾方トス即チ圓狀ノ通風版ニト下部兩隅ノ蘭花形ハト上部兩隅ノ葉形ハト中間ナル四分菊花形ノ裝飾トトヨリ成ルモノナリ

一部ハ煖爐中ノナル部分ノ形狀ト裝飾方トニ係リ突縁チト上ニ向テ漸ク歛小スル凸曲面ヲ有シ且ツ上端ニ鋸齒狀ノ模様ヲ附ケタル帶ぬヲ具フル部分リト截頭圓錐狀ノ環ト四分圓狀凹曲面ヲ有スル環ト半圓狀菊花形ヲ並列シタル環ト四分圓狀凸曲面ヲ有スル環カト覆版トヨリ成ル

一部ハ煖爐ノ脚ノ形狀ト裝飾方トニ在リ即チ葉狀ねヲ

有シ且ツ相會シテ角ヲ成ス所ノ上部側版ツト菊花形及葉形ノ裝飾ヲ有スル下部トヨリ成ル
煖爐ノ體部ニ屬スル意匠ハ別紙圖面ニ示シタル如キ形狀ト裝飾トヲ具フルハ兩部分ヨリ成リ其ハナル部分ハたれそノ諸部分ヲ有ス

本意匠ノ全體ハ扉イトロハ兩部分ト脚トヲ包含ス但シ此等諸部分ノ形狀及ヒ裝飾方ハ煖爐ノ全體ヲシテ恰モ別紙圖面ニ示シタル觀ヲ呈セシムル如クスルモノトス
此意匠ノ專用權ヲ請求スル區域ヲ左ニ掲ク

一 煖爐ノ意匠中別紙圖面ニ示ス如ク通風版にト菊花形ハト葉形ハト四分菊花形トヨリ成ル扉イノ裝飾方

二 煖爐ノ意匠中前記ノ如クちりぬるをわかよノ諸部分ヨリ成ル部分ノ形狀及ヒ裝飾方

三 煖爐ノ意匠中別紙圖面ニ示シ且ツ前ニ記スル如キつねならノ諸部分ヨリ成ル脚ノ形狀及ヒ裝飾方

四 前記ノ如キ形狀及ヒ裝飾ヲ有スルハ兩部分ヨリ成ル煖爐ノ體部ノ意匠

五 前記ノ如キ形狀及ヒ裝飾ヲ有スル扉イトロハ兩部分ト脚トヨリ成ル全體ノ意匠

氏 名 印

又ハ

會社（組合）名 （社組） 印

社（組）長又ハ重役

氏 名 印

會社又ハ組合ヨリ差出ス明細書及圖面ノ署名方ハ總テ此例ニ依ル

（圖面ハ略ス）

第二 模様ノ意匠ヲ記載シタル一例

明細書

織物模様ノ意匠

此意匠ヲ應用スル物品ハ第十一類中一切ノ織物トス
此模様ハ別紙圖面ニ示ス如ク形狀相同シク且ツ大イサ相等シキニ重六瓣ノ花紋イノ縦列セル距離ヲ其横列セル距離ノ二倍トシ相隣接セル四花毎ニ菱形ヲ爲スノ位置ニ之ヲ配リ唐草模様ろ及ヒ一對ツツ斜メニ向ヒ合ヒタル鳥模様ハニテ之ヲ繋キ更ニ木瓜形にヲ横列セル花紋ノ間ニ置キテ成ルモノニ係ル

此意匠ノ專用權ヲ請求スル區域ヲ左ニ掲ク

一 別紙圖面ニ示シ且ツ前ニ記スル如キ唐草ろト鳥ハトヨリ成ル繋キ模様

二 前記ノ二重六瓣花紋イヲ前項ノ模様ニテ繋キ且ツ横列セル花紋ノ間ニ木瓜形にヲ置キテ成ル全體ノ意匠

氏 名 印

（圖面ハ略ス）

第三 蒔繪ノ意匠ヲ記載シタル一例

明細書

蒔繪ノ意匠

此意匠ヲ應用スル物品ハ第十三類中香合トス
此蒔繪ハ九香合ノ表裏ニ施スモノニシテ拾遺和歌集ニ載スル所ノ貫之ノ歌「おもひかねいもかりゆけハ冬の夜の川かせさむみちとりなくなり」ノ意ヲ書ト文字トニテ表ハシタルモノニ係ル

此圖様ハ蓋ノ表面（通常黒漆地）ニ蒔繪（通常金ノ平蒔繪）ニテ三羽ノ千鳥ノ飛フ狀ヲ別紙圖面中いゝいゝノ如ク描キ其下ニ蒔繪（通常金ノ研出シ）ニテ小波ヲ圖中ろノ如ク顯ハシ其直上ニ右歌ノ中ノ詞「冬の夜」ノ三字ヲ（通

常平嵌ノ銀金具ニテ）圖中ハノ如ク嵌入シテ成ル又蓋ノ裏面ニハ表面ノ千鳥ト同一ノ蒔繪ニテ二羽ノ千鳥ノ飛フ狀ヲ圖中にノ如ク描クナリ

此意匠ノ專用權ヲ請求スル區域ヲ左ニ掲ク

一 前記ノ如ク香合ノ蓋ノ表面ニ三羽ノ千鳥ノ飛フ狀ヲ描キ其下ニ小波ヲ顯ハシ小波ノ直上ニ「冬の夜」ノ三字ヲ記シタル圖様

二 第一項ノ意匠ヲ施シタル香合ノ蓋ノ裏面ニ前記ノ如ク二羽ノ千鳥ノ飛フ狀ヲ描キタル圖様

氏 名 印

（圖面ハ略ス）

第四 色彩ノ意匠ヲ記載シタル一例

明細書

織物色彩ノ意匠

此意匠ヲ應用スル物品ハ第十一類中絹織物、綿織物及ヒ交織物トス

此意匠ハ市松形ノ上ニ唐草ト蝶トヲ附シタル在來ノ模様ヲ用ヒテ之ニ新規ノ色彩ヲ施シタルモノニ係リ其色ノ配合ハ別紙圖面ニ示ス如ク市松形イヲツ舍キニ淡藍ろト白茶ハトノ二色ニ分チ其淡藍地ノ所ニハ唐草にヲハニ同シキ白茶ニテ出シ白茶地ノ所ニハ唐草ハヲロニ同シキ淡藍ニテ出シ又唐草ノ間ニ在ル蝶模様ハ總テ黄色ニスルモノトス

此意匠ノ專用權ヲ請求スル區域ヲ左ニ掲ク

一 前記ノ如ク市松形ヲツ舍キニ淡藍ト白茶トノ二色ニ分チ其淡藍地ノ所ハ唐草ヲ白茶ト白茶地ノ所ハ唐草ヲ淡藍ニ出シテ唐草ノ間ニ在ル蝶模様ヲ黄色ニシタル全體ノ色彩

氏 名 印

（圖面ハ略ス）

第五 字形ノ意匠ヲ記載シタル一例

明細書

平假名文字ノ意匠

此意匠ヲ應用スル物品ハ第二十二類中活版トス

此意匠ハ別紙圖面ニ示ス如ク一條ノ平綫ヲ屈曲シテ各字體ヲ形成セシメ更ニ其首尾ノ兩端ヲ捲キタル狀ノモノニ陰ヲ施シテ成ルモノナリ

此意匠ノ專用權ヲ請求スル區域ヲ左ニ掲ク

一 前記ノ如ク平綫ヲ以テ字體ヲ成シ首尾兩端ヲ捲キ之ニ陰ヲ施シテ成ル平假名文字ノ意匠

氏 名 印

(3) 意匠條例施行細則改正（明治 25 年）

明治二十五年十一月十八日

農 商 務 省 令 第 十 八 號

明治二十五年十二月一日施行

第一章 總 則

第一條 特許條例施行細則第一條乃至第十條ハ此細則ニモ之ヲ適用ス

第二條 意匠専用年限ノ變更ハ意匠原簿ニ登録ノ後ニ於テ之ヲ許サス

第三條 意匠ノ登録、改訂、取消及ヒ無効其他意匠ニ關スル必要ノ事項ハ特許局長ニ於テ農商務大臣ノ認可ヲ經之ヲ官報及ヒ特許公報ニ公告スヘシ

第二章 登録出願

第四條 登録願書ハ第一號乃至第三號書式ニ依リ第三十六條ノ物品類別ニ從ヒ一類毎ニ之ヲ作り意匠條例第十八條第一號ノ手数料金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用ス

ヘシ

第五條 出願人他人ト連名又ハ他人ノ記名ニテ登録ヲ受ケントスルトキハ登録願書ニ其旨ヲ附記スヘシ

第六條 登録願書及明細書、圖面、見本ヲ受理シタルトキハ特許局長ハ願書ニ順號ヲ附シ其順號ヲ出願人ニ通知スヘシ前項ノ通知ヲ受ケタル後其出願ニ關シ差出ス書類ニハ願書ノ順號ヲ記載スヘシ

第七條 登録願書ヲ差出シタル後他人ト連名又ハ他人ノ記名ニテ登録ヲ受ケントスル者ハ意匠原簿登録以前ニ其旨ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ若シ其出願原簿登録ノ後ニ係ルトキハ受理セス

第三章 明細書、圖面、雛形及ヒ見本

第八條 明細書ハ左ニ記載スル項目ノ順序ニ從ヒ之ヲ作り圖面ニ通フ添フヘシ

一 意匠ノ名稱

意匠ノ性質及ヒ其意匠ヲ應用スル物品ノ種類ニ從ヒ普通ノ名稱ヲ附スルヲ要ス

二 意匠ヲ應用スル物品ノ類別及ヒ名稱

第三十六條ノ物品類別ニ從ヒ其物品ノ名稱ヲ記載スルヲ要ス

三 意匠ノ詳細ナル説明

形狀ノ意匠ニ付テハ全部及ヒ各部ノ形狀、模様ノ意匠ニ付テハ全部及ヒ各部ノ圖樣位置、色彩ノ意匠ニ付テハ色彩ヲ施スヘキ圖樣色名及ヒ其配色ノ位置ヲ各々圖面ニ對照シテ説明シ其意匠故實ニ基ケルトキハ故實ノ概要ヲ記述シ併セテ請求區域ニ用ユヘキ文字ノ意義ヲ明確ニスルヲ要ス

四 專用權請求ノ區域

意匠ヲ構成スルニ缺クヘカラサル事項ノミヲ明確ニ記載スルヲ要ス

第九條 明細書中請求區域ヲ數項ニ分載スルハ意匠專用權ノ範圍ヲ明示スル爲メ意匠ヲ構成スル新規ナル部分ヲ各別ニ記載スル場合ニ限ルヘシ

第十條 圖面ニハ意匠ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル部分ヲ示スヘシ

寫眞ニ依テ其意匠ヲ示スコトヲ得ルトキハ臺紙ヲ附セサルモノニ限り圖面ニ代用スルコトヲ得

第十一條 雛形及ヒ見本ハ意匠ニ必要ナル部分ノミニ付キ之ヲ造リ其長サ幅及ヒ高サハ曲尺一尺以内トシ破損若クハ變化ヲ來スヘキモノハ差出人ニ於テ相當ノ手當ヲナスヘシ

但特許局長ノ認可ヲ經又ハ特ニ徴収シタル場合ハ此限ニアラス

第十二條 登録意匠主ハ特許局長ノ指圖ニ從ヒ陳列用ノ爲メ其意匠ノ雛形又ハ見本ヲ差出スヘシ

第十三條 雛形又ハ見本ノ不用ニ屬シタルトキハ特許局長ハ其受取方ヲ差出人ニ通知スヘシ

差出人通知書ノ日附ヨリ九十日以内ニ受取方ヲナササルトキハ特許局長ハ適宜之ヲ處分スヘシ雛形又ハ見本ヲ亡失毀損スルモ特許局ハ辨償ノ責ニ任セス

第四章 審 査

第十四條 審査ハ意匠條例第十六條ノ改訂願書ノ外願書ノ日附ヨリ三十日ヲ經過シタル後願書日附ノ順序ニ從ヒ日附相同シキモノハ願書ノ順號ニ從ヒ之ニ着手スヘシ

第十五條 左ニ記載スルモノハ新規ノ意匠トナスコトヲ得ス

一 意匠條例第二條第二號ニ該當スルモノ又ハ之ニ類似スルモノ

二 公ニ知ラレ又ハ公ニ用ヒラレスト雖モ已ニ他人ニ

於テ登録ヲ出願シ其權利ヲ放棄シタル意匠ト同一若クハ之ニ類似スルモノ

第十六條 左ニ記載スル意匠ハ新規ナルモ登録ヲ許スヘカラサルモノトス

一 皇室ノ御紋章ト同一又ハ之ニ類似スルモノト認ムヘキ圖形ヲ使用シタル意匠

二 意匠條例第二條第一號ニ該當スル意匠

三 意匠條例第八條ニ該當スル登録出願ノ意匠ニシテ願書日附ノ後ナルモノ又ハ其日附ノ相同シキモノ

四 工業上ノ物品ニ應用セサル意匠

五 形狀模様若クハ色彩ヲ主トセサル意匠

六 商品ノ目印タルニ止マル意匠

第十七條 登録ヲ拒絶スル査定書ハ左ニ記載スル項目ノ順序ニ從ヒ之ヲ作ルヘシ

一 願書ノ順號

二 意匠ノ名稱

三 意匠ヲ應用スル物品ノ類別及ヒ名稱

四 出願人及ヒ其代人ノ氏名、身分、職業及ヒ住所

五 登録請求ノ要領再査定ニ係ルトキハ不服理由ノ要領

六 拒絶ノ理由

明細書及ヒ雛形見本ニ對照シ適切ニ且明確ニ記載シ若シ第九條ニ依リ請求區域ヲ二項以上ニ分載シタルトキハ各項ニ付キ別々ニ其理由ヲ記載スルヲ要ス

七 査定主文

八 査定ヲナシタル審査官ノ官氏名

九 年月日

第十八條 再審査ヲ請求スル者ハ左ニ記載スル項目ノ順序ニ從ヒ不服理由書ヲ作り査定書ノ日附ヨリ三十日以内ニ差出スヘシ

一 願書ノ順號

二 意匠ノ名稱

三 意匠ヲ應用スル物品ノ類別及ヒ名稱

四 出願人及ヒ其代人ノ氏名、身分、職業及ヒ住所

五 不服ノ要旨

六 事實上ノ辯論

明細書ニ對照シ拒絶ノ理由ヲ反駁スルニ止ムルヲ要ス

七 事實上主張ノ證明

八 出願人又ハ其代人ノ署名及ヒ捺印

九 年月日

第十九條 登録ヲ許スヘシト認ムル意匠ト同一若クハ之ニ類似スル意匠ノ登録出願ニ對シ拒絶ノ査定ヲナシタルトキハ其拒絶ノ査定確定スルマテ一方ノ登録ノ査定ヲ中止スヘシ

第二十條 特許條例施行細則第二十八條乃至第三十四條ハ意匠ノ審査ニ關シテモ之ヲ適用ス

第五章 審 判

第二十一條 特許條例施行細則第四十四條乃至第五十四條ハ意匠ノ審判ニ關シテモ之ヲ適用ス

但審判請求書ニハ意匠條例第十八條第五號ノ手数料金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用スヘシ

第六章 登 録

第二十二條 意匠條例第四條ニ依リ登録ヲ許スヘキモノト査定シタルトキハ特許局長ハ農商務大臣ノ認可ヲ經其旨ヲ記載シタル通知書ニ登録料納付用紙ヲ添へ出願人ニ送付スヘシ出願人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ登録料納付用紙ニ意匠條例第十九條ノ登録料金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用シ明細書及圖面各二通ヲ添へ通知書ノ日附ヨリ六十日以内ニ差出スヘシ

第二十三條 出願人登録料ヲ納付シタルトキハ特許局長ハ納付ノ日ヲ以テ意匠原簿ニ登録シ其旨ヲ出願人ニ通知シテ十五日以内ニ意匠登録證ヲ送付スヘシ前項登録料ノ納付執務時間ノ最後ノ一時間若クハ其以後又ハ休日ニ係ルトキハ次ノ執務日ニ納付シタルモノト見做スヘシ

第二十四條 意匠登録證ハ第四號書式ニ依リ之ヲ調製シ意匠原簿ノ日ヲ以テ其日附トナス

第二十五條 登録意匠主ハ意匠條例第十七條ニ依リ其意匠ヲ應用シタル物品又ハ其上包等ニ登録意匠ノ四字意匠登録證ノ日附及専用ノ年限ヲ標記スヘシ

第二十六條 登録意匠主第九條ニ依リ記載シタル部分ニ属スルモノヲ分離シテ應用シタル物品ヲ販賣シタルトキハ其部分ニ對スル權利ヲ放棄シタルモノト見做スヘシ

第二十七條 意匠ノ専用權ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ登録意匠主氏名住所ヲ變換シタルトキ及ヒ改印シタルトキハ本人ヨリ速ニ其旨ヲ届出ツヘシ

第七章 賣與、讓與、共有及ヒ書入

第二十八條 意匠條例第十三條ニ依リ賣與、讓與、共有又ハ書入ノ登録ヲ受ケントスル者ハ第五號若クハ第六號書式ニ從ヒ請求書ヲ作り同條例第十八條第二號ノ手数料金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用シ契約書正副二通及ヒ意匠登録證ヲ添ヘテ差出スヘシ前項ノ請求アリタルトキハ特許局長ハ其事由ヲ移動原簿ニ登録シ契約書ニ登録済ノ證印ヲ捺シ意匠登録證ニ裏書ノ上契約書ト共ニ請求人ニ返付スヘシ

第二十九條 賣與、讓與、共有又ハ書入ノ登録ヲ受ケタル者ニシテ後日其契約ヲ解除シタルトキハ關係人ノ連署ヲ以テ其旨ヲ記載シタル届書ニ意匠登録ヲ添ヘ差出スヘシ前項ノ届出アリタルトキハ特許局長ハ其事由ヲ移動原簿ニ附記シ意匠登録證ニ裏書ノ上之ヲ登録意匠主ニ返付スヘシ

第三十條 共有ニ属スル意匠ノ専用權ヲ賣與、讓與、共有又ハ書入トナサントスルトキハ他ノ共有者ノ承諾ヲ經ルニアラサレハ其登録ヲナササルヘシ

第八章 再下付願

第三十一條 意匠條例第十五條ニ依ル再下付願書ハ第七號書式ニ從ヒ之ヲ作り同條例第十八條第三號ノ手数料金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用スヘシ

第三十二條 第三十一條ノ出願アリタルトキハ特許局長ハ其事由及ヒ下付ノ年月日ヲ裏書シタル意匠登録證ヲ下付スヘシ

第九章 改訂願

第三十三條 意匠條例第十六條ニ依ル意匠登録證ノ改訂願ハ左ノ場合ニ於テ之ヲナスコトヲ得ルモノトス

- 一 明細書ノ説明ト圖面ト符合セサルコトヲ發見シタルトキ
- 二 請求區域ノ意義ヲ變更スルコトナクシテ之ヲ明確ナラシムヘキ必要アルコトヲ發見シタルトキ
- 三 過テ自己ノ案出ニ係レル範圍ヲ超過シテ意匠専用權ノ範圍トナシタルコトヲ發見シタルトキ

第三十四條 改訂願書ハ第八號書式ニ從ヒ之ヲ作り意匠條例第十八條第四號ノ手数料金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用シ改訂明細書一通若クハ改訂圖面二通ヲ添ヘ現意匠登録證及ヒ附属ノ明細書圖面ト共ニ差出スヘシ前項ノ出願ヲ許可スルトキハ特許局長ハ第二十二條及ヒ第二十三條ノ手續ニ依リ其旨ヲ意匠原簿ニ附記シ改訂意匠登録證ヲ送付スヘシ

第三十五條 改訂意匠登録證ハ第九號書式ニ依リ調製シ

許可ノ日ヲ以テ其日附トナス

第十章 物品類別

第三十六條 意匠條例第七條ノ物品類別ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一類 衣服

衣、裳、外套、襖衣、帶、領、領飾、領卷、肩掛等

第二類 頭飾、服飾、帽子

櫛、簪、根掛、胸飾、腕環、指環、釦紐、帽子等

第三類 時計及ヒ其附属品

袂時計、置時計、掛時計、鎖、下ケ物等

第四類 傘、杖及ヒ履物類

傘、杖、下駄、草履、靴等

第五類 携帯品

烟具、扇、懷中物、手提等

第六類 家具

棚、箆笥、机、椅子、卓子、寢臺等

第七類 敷物

段通、油團、花筵其ノ他各種ノ敷物

第八類 煖爐及ヒ其附属品

火鉢、煖爐、烟草盆、炭取、石炭入、火箸等

第九類 點燈器

行燈、燭臺、手燭、燈籠、「ランプ」、瓦斯燈、電氣燈等

第十類 建築附属品

障、戸、扉、柵、欄間、欄干等

第十一類 織物及ヒ他類ニ属セサル織物製品

絹、綿、麻、毛織物、服紗、手巾、窓掛、卓被等

第十二類 他類ニ属セサル綿物、組物

「レース」打紐、飾縁等

第十三類 他類ニ属セサル漆器（假漆塗、油漆塗等モ之ニ属ス）

飲食器、手箱、香合等

第十四類 他類ニ属セサル陶器（煉火石、瓦等モ之ニ属ス）

飲食器、花瓶、香爐等

第十五類 他類ニ属セサル玻璃

飲食器、紋様玻璃等

第十六類 他類ニ属セサル七寶

花瓶、香爐、手箱、香合等

第十七類 他類ニ属セサル金属製品

貴金属、賤金属及ヒ合金ノ製品

第十八類 他類ニ属セサル石材製品

寶石其他石類ノ製品

第十九類 他類ニ属セサル木、竹、牙、角類製品

盆、箱、花臺、籃、籠、簾、柱聯、茶托、箸、硯屏、墨臺、筆筒等

第二十類 紙及ヒ他類ニ属セサル紙製品

紋紙、擬革紙、襖紙、壁紙、表紙、色紙、短冊、紙箋、書簡筒、文匣、一閑張等

第二十一類 皮革及ヒ他類ニ属セサル皮革製品

紋革、文匣、馬具等

第二十二類 他類ニ属セサル物品

書式 用紙美濃十三行二十五字詰

第一號 意匠ノ登録ヲ願出ルトキ

意匠登録願 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ

一 何々 意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

右ハ別紙明細書及圖面（寫眞）ノ通ノ意匠ニシテ私（私共）ノ案出候モノニ有之意匠條例ニ觸レサルモノト確信候間何箇年ノ登録相受度此段相願候何

本籍（及現住所）

身分、職業
年月日 案出者 氏 名 印
二人以上ナルトキハ各署名捺印スヘシ以
下總テ此例ニ依ル
又ハ所在地
登録願人
(會社、組合) 名 (社組) 印
社 (組) 長又ハ重役
氏 名 印
曾社又ハ組合ヨリ差出ス書面ノ署名方ハ總
テ此例ニ依ル

農商務大臣 (爵) 氏名殿

第二號 相續者ヨリ意匠ノ登録ヲ願出ルトキ

意匠登録願 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ

一 何々 意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

右ハ亡何某ノ案出ニ係リ私相續候處別紙明細書及圖
面 (寫眞) ノ通ノ意匠ニシテ意匠條例ニ觸レサルモノ
ト確信候間何箇年ノ登録相受度此段相願候也

本籍 (及現住所)

案出者 亡何某相續者

身分、職業

年月日 登録願人 氏 名 印

農商務大臣 (爵) 氏名殿

第三號 他人ノ案出ニ係ル意匠登録ヲ願出ルトキ

意匠登録願 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ

一 何々 意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

右ハ別紙明細書及圖面 (寫眞) ノ通ノ意匠ニシテ私 (私
共、當會社、當組合) ヨリ何某 (本籍ヲモ記スヘシ)
ニ記シ案出セシメタルモノニ有之意匠條例ニ觸レサ
ルモノト確信候間何箇年ノ登録相受度此段相願候也

本籍 (及現住所)

身分、職業

年月日 登録願人 氏 名 印

農商務大臣 (爵) 氏名殿

第四號 意匠登録證書式

第何號

意匠登録證

本籍 (及現住所)

身分、職業

何々 (意匠ノ名稱) 氏 名

意匠條例ニ據リ前記ノ意匠ヲ登録シ本願附属明細書
ノ請求區域ニ對シ右記名ノ者ニ何年間專用權ヲ與フ
ルモノ也

年月日

農商務大臣 (爵) 氏 名 印

農商務省特許局長 氏 名 印

第五號 登録意匠ノ賣與、讓與、共有又ハ書入ノ登録ヲ請求
スルトキ

登録意匠賣與 (讓與、共有又ハ書入) 登録請求書

此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印スヘシ

一 第何號意匠登録證

一 何々 登録意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

一 案出者氏名

右私 (私共) 所有登録意匠ヲ別紙契約書ノ通賣與 (讓
與、共有又ハ書入) 候間登録相成度契約書正副二通並
ニ意匠登録證相添此段請求候也

本籍 (乃住所)

身分、職業

年月日 登録意匠主 氏 名 印

本籍 (及現住所)

身分、職業

買受 (讓與、共有書入受) 人

氏 名 印

農商務省特許局長氏名殿

第六號 書入中ノ登録意匠ノ賣與、讓與、共有又ハ書入ノ登
録ヲ請求スルトキ

登録意匠賣與 (讓與、共有又ハ書入) 登録請求書

一 何號意匠登録證

一 何々 登録意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

一 案出者氏名

右私 (私共) 所有登録意匠ハ何年何月何日附ノ契約書
ニ依リ何某 (本籍ヲモ記スヘシ) ヘ書入致置候處今般別
紙契約書之通賣與 (讓與、共有又ハ書入) 候間登録相
成度契約書正副二通並ニ意匠登録證相添此段請求候
也

本籍 (及現住所)

身分、職業

年月日 登録意匠主 氏 名 印

本籍 (及現住所)

身分、職業

買受 (讓與、共有書入受) 人

氏 名 印

農商務省特許局長氏名殿

第七號 意匠登録證ノ再下付ヲ願出ルトキ

意匠登録證再下付願 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消
印スヘシ

一 第何號意匠登録證

一 何々 登録意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

一 案出者 氏 名

右私 (私共) 所有意匠登録證何々 (事由ヲ記スヘシ) ニ
依リ毀損 (亡失) 候ニ付意匠登録證再下付相成度此段
相願候也

本籍 (及現住所)

身分、職業

年月日 登録證主 氏 名 印

農商務大臣 (爵) 氏名殿

第八號 意匠登録證ノ改訂ヲ願出ルトキ

意匠登録證改訂願 此處ニ登記印紙ヲ貼用シ消印
スヘシ

一 第何號意匠登録證

一 何々 意匠ノ名稱ヲ掲クヘシ

一 案出者氏名

右私 (私共) 所有意匠登録證附属ノ明細書 (圖面又ハ
寫眞) 中何々 (事由ヲ記スヘシ) ノ爲メ登録ノ效力ヲ全
クシ難キニ付別紙之通改訂致度尤之カ爲メ意匠ノ要
部ニ變更ヲ生スル儀無之候間改訂意匠登録證下付相
成度別紙改訂明細書 (改訂圖面又ハ寫眞) 並ニ現意匠
登録證及附属明細書 (圖面又ハ寫眞) 相添此段相願候
也

本籍 (及現住所)

身分、職業

年月日 登録意匠主 氏 名 印

農商務大臣 (爵) 氏名殿

第九號 改訂意匠登録證書式

第何號

改訂意匠登録證

本籍 (及現住所)

身分、職業

何々 (意匠ノ名稱) 氏 名

意匠條例ニ據リ (何某ニ) 明治何年何月何日何年間ノ

専用權ヲ與ヘタル登録意匠ニ對シ本證附属明細書(圖面)ノ通改訂ヲ許可スルモノ也

年月日

農商務大臣(爵) 氏 名 印

農商務省特許局長 氏 名 印

(4) 意匠法 (明治 32 年)

明治三十二年三月一日

法律第三十七號

第一條 工業上ノ物品ニ應用スヘキ形狀、模様、色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ヲ案出シタル者若ハ其ノ承繼人ハ此ノ法律ニ依リ意匠ノ登録ヲ受ケ之ヲ専用スルコトヲ得

第二條 左ニ掲クル意匠ハ登録ヲ受クルコトヲ得ス

一 菊花御紋章ト同一若ハ類似ノ形狀、模様ヲ有スルモノ

二 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ

三 意匠登録出願前公ニ知ラレ又ハ公ニ用キラレタルモノ若ハ之ト類似スルモノ但シ自己ノ登録意匠ト類似スルモノハ此ノ限ニアラス

第三條 意匠専用ノ年限ハ十年トシ原簿登録ノ日ヨリ起算ス但シ類似意匠ノ専用年限ハ原意匠ノ有効年限ニ伴フ

第四條 意匠ノ専用ハ農商務大臣ノ定ムル類別ニ從ヒ出願人ノ指定シタル物品ニ限ル

第五條 他人ノ委託又ハ雇主ノ費用ヲ以テ案出シタル意匠ニ係ル登録出願ノ權利ハ其ノ委託者若ハ雇主ニ属ス但シ別ニ契約アル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

第六條 意匠専用權ハ制限ヲ付シ若ハ付セスシテ譲渡シ若ハ共有ト爲シ又ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ特許局ニ請求シ其ノ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

類似意匠ヲ所有スル者ハ其ノ類似意匠ト共ニ譲渡シ共有ト爲シ又ハ質權ノ目的ト爲スニ非サレハ前項ノ登録ヲ受クルコトヲ得ス

第七條 特許局ノ官吏ハ在職中意匠専用權ヲ有スルコトヲ得ス但シ相續ニ因リ之ヲ取得シ又ハ在職前ヨリ之ヲ有スルトキハ此ノ限ニアラス

第八條 意匠ノ登録ヲ受ケントスル者ハ一意匠毎ニ其ノ意匠ヲ應用スヘキ物品ヲ明記シ雛形、見本若ハ圖面ヲ添ヘ特許局長ニ出願スヘシ

特許局長ハ出願者ニ對シ雛形、見本、圖面、説明書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第九條 二人以上同一又ハ相類似スル意匠ノ登録ヲ出願スル者アルトキハ出願ノ先ナルモノヲ登録ス其ノ同時ノ出願ニ係ルモノハ共ニ之ヲ登録セス但シ出願者共有ノ目的ヲ以テ連名登録ノ申出ヲ爲シタルトキ又ハ出願者一人ト爲リタルトキハ此ノ限ニアラス

第十條 工業所有權保護同盟條約國ニ於テ意匠登録ヲ出願シタル者四箇月以内ニ同一意匠ニ付登録ヲ出願スルトキハ其ノ出願ハ最初出願ノ日ニ於テ之ヲ爲シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第十一條 登録ヲ受ケタル意匠ニシテ第一條第二條第五條又ハ第九條ニ違反シタルモノナルトキハ其ノ登録ヲ無効トス

第十二條 登録ヲ受ケタル意匠ニシテ左ノ場合ニ該當スルモノアルトキハ特許局長ニ於テ其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

一 意匠登録證主意匠料納付期限後六十日ヲ經過シ仍

其ノ納付ヲ怠リタルトキ

二 意匠登録證主正當ノ事故ナクシテ六箇月以上第二十二條ニ依ル特許法第六條ノ代理人ヲ置カサルトキ

第十三條 意匠登録證主ハ意匠料トシテ各意匠ニ付第一年ヨリ第三年マテハ毎年金參圓第四年ヨリ第六年マテハ毎年金五圓第七年ヨリ第十年マテハ毎年金七圓ヲ納ムヘシ類似意匠ノ登録ヲ受ケタルトキハ各類似意匠ニ付一時二金參圓ヲ納ムヘシ

第十四條 意匠料ハ毎年一年分ヲ登録證日付ニ應當スル日ニ於テ前納スヘシ第一年ニ係ルモノ及前條第二項ノ意匠料ハ登録査定書到達ノ日ヨリ六十日以内ニ之ヲ納ムヘシ前納シタル意匠料ハ之ヲ還付セス但シ一時ニ二年分以上ノ意匠料ヲ納付シタル場合ニ於テハ未タ其ノ納付期限ニ到ラサルモノニ限り之ヲ還付ス

第十五條 意匠登録證主ハ其ノ意匠ヲ應用シタル物品ニ意匠登録ノ標記ヲ付スヘシ

第十六條 證人又ハ鑑定人ニシテ特許局又ハ囑託ヲ受ケタル裁判所ニ對シ偽證又ハ詐偽ノ鑑定ヲ爲シタルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス

賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シ偽證又ハ詐偽ノ鑑定ヲ爲サシメタル者ハ罰前項ニ同シ

前二項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ事件ノ査定若ハ審決ニ至ラサル前特許局又ハ囑託ヲ受ケタル裁判所ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免ス

第十七條 他人ノ登録意匠ヲ模擬シタル者又ハ情ヲ知りテ其ノ模擬シタル物品ヲ販賣シタル者ハ十五日以上一年以下ノ重禁錮又ハ拾圓以上貳百圓以下ノ罰金ニ處ス他人ノ登録意匠ヲ侵害スヘキ物品ナルコトヲ知り之ヲ外國ヨリ輸入シタル者又ハ情ヲ知りテ其ノ物品ヲ販賣シタル者ハ罰前項ニ同シ

第十八條 前條ノ場合ニ於テ没収シタル物件ハ之ヲ意匠登録證主ニ給付ス

第十九條 詐偽ノ所爲ヲ以テ意匠ノ登録ヲ受ケタル者又ハ登録ヲ受ケサル意匠ヲ應用シタル物品ニ登録標記ヲ付シ若ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者又ハ情ヲ知りテ其ノ物品ヲ販賣シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮又ハ拾圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

登録ヲ受ケサル意匠ヲ應用シタル物品ヲ販賣スル爲廣告、看板、引札等ニ於テ其ノ意匠ノ登録ヲ受ケタルニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者ハ罰前項ニ同シ

第二十條 第十七條ノ犯罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス

第二十一條 意匠登録證主登録標記ヲ付スルコトヲ怠リタルトキハ其ノ登録意匠タルコトヲ知りテ其ノ權利ヲ侵害シタル者ニ對シテノミ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 特許法第六條乃至第十條第十二條第十三條第十五條第二十一條第二十三條第二十八條乃至第三十七條第四十三條及第五十一條ノ規定ハ意匠ニ關シテ之ヲ準用ス

附 則

第二十三條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 明治二十一年勅令第八十五號意匠條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

意匠條例ニ依テ受ケタル登録ハ其ノ年限間此ノ法律ニ依テ受ケタル登録ト同一ノ效アルモノトス

意匠ニ關スル出願又ハ請求ニシテ此ノ法律施行ノ日マテニ處分ヲ終ラサルモノハ此ノ法律ニ依リタル出願又ハ請求ト看做シ處分スヘシ

○意匠法施行細則

明治三十二年六月二十日

農商務省令第十四號

- 第一條 意匠登録願書ハ第七條ニ定メタル類別毎ニ之ヲ作ルヘシ
- 第二條 雛形及ヒ見本ハ曲尺ニ二尺立方以内ニ於テ之ヲ作ルヘシ但此制限ニ從ヒ難キトキハ此限ニ在ラス
- 第三條 圖画ニハ意匠ノ説明ニ必要ナル部分ヲ示スヘシ寫眞ヲ以テ圖面ニ代用スルトキハ臺紙ヲ附スルコトヲ得ス
- 第四條 審査官ハ願書ノ番號ニ從ヒテ審査スヘシ
- 第五條 意匠登録證ハ第五號又ハ第六號書式ニ依リ之ヲ作ルヘシ
- 第六條 意匠原簿ニハ左ノ事項ヲ登録スヘシ
- 一 登録ノ番號
 - 二 意匠ノ名稱
 - 三 類別及ヒ物品
 - 四 登録證主ノ氏名、住所
 - 五 類似意匠ニ付テハ原意匠ノ登録番號及ヒ其登録ノ年月日
 - 六 意匠専用權ノ讓渡ニ付テハ其事由、制限ヲ附シタルトキハ其制限
 - 七 意匠専用權ノ共有ニ付テハ其事由、待分ノ定アルトキハ各共有者ノ持分
 - 八 意匠専用權ノ質入ニ付テハ債權額、其利息、辨済期、質權ノ順位及ヒ質權設定ノ年月日
 - 九 帝國內ニ住所ヲ有セサル登録證主ノ代理人ノ氏名、住所
 - 十 登録ノ無効、取消又ハ消滅ニ付テハ其事由及ヒ其事由發生ノ年月日
 - 十一 登録證ノ再下付ニ付テハ其事由及ヒ其事由發生ノ年月日
 - 十二 登録ノ年月日
- 第七條 出願人ハ左ノ類別ニ從ヒ意匠ヲ應用セントスル物品ヲ指定スヘシ
- 第一類 被服
- 衣、裳、外套、襪衣、帶、襟、領卷、肩掛等
- 第二類 頭飾、服飾
- 櫛、簪、根掛、胸飾、領飾、腕環、指環、釦紐等
- 第三類 時計附屬品
- 袂時計、置時計、掛時計、鎖、下ヶ物等
- 第四類 傘、杖、鞭
- 第五類 携帯品
- 紙入、貨幣入、名刺入、煙草入、煙管、煙管筒、手提鞆等
- 第六類 家具、室内裝飾品
- 棚、箆筥、机、椅子、卓子、額、屏風、衝立、窓掛、卓被等
- 第七類 敷物
- 段通、油團、花筵等
- 第八類 暖室具、附屬品
- 暖爐、火鉢、煙草盆、炭取、石炭入、火箸等
- 第九類 燈器
- 燭臺、手燭、行燈、燈籠、洋燈、瓦斯燈、電燈等
- 第十類 建築物ノ附屬品
- 障子、戸、扉、棚、欄間、欄干、引手、釘隠等
- 第十一類 織物及ヒ他類ニ屬セサル織物製品
- 絹、綿、麻、毛等各種ノ織物、服紗、手巾等
- 第十二類 他類ニ屬セサル編物、組物
- 「レース」、打紐、飾縁等

第十三類 他類ニ屬セサル漆器（假漆塗、油漆塗等モ之ニ屬ス）

第十四類 他類ニ屬セサル陶器（煉瓦、瓦等モ之ニ屬ス）

第十五類 他類ニ屬セル玻璃

第十六類 他類ニ屬セサル七寶

第十七類 他類ニ屬セサル金属製品

第十八類 他類ニ屬セサル石材製品

第十九類 他類ニ屬セサル木、竹、牙、角類製品

第二十類 紙及ヒ他類ニ屬セサル紙製品

紋紙、擬草紙、襖紙、壁紙、表紙、色紙、短冊、紙箋、書簡筒等

第二十一類 皮革及ヒ他類ニ屬セサル皮革製品

第二十二類 冠物

帽子、頭巾、笠等

第二十三類 履物、附屬品

下駄、草履、靴、鼻緒、爪掛等

第二十四類 扇及ヒ團扇

第二十五類 飲食器

膳、椀、茶椀、皿、鉢、杯、德利、菓子器、鐵瓶、土瓶、茶托、杯臺、紅茶具、珈琲具、匙、箸、箸箱、重箱等

第二十六類 文房具

硯、筆筒、筆架、硯屏、文鎮、墨臺、水滴、印材、肉池、文臺、硯箱、筆、墨、「インキ」壺、「ペン」軸等

第二十七類 樂器、玩具及ヒ遊戲具

第二十八類 菓子及ヒ其他ノ食品

第二十九類 他類ニ屬セサル物品

第八條 特許法施行細則第一條乃至第二十七條、第三十二條乃至第三十五條、第三十八條、第三十九條、第四十八條乃至第六十條、第六十六條、第六十七條及ヒ第七十條乃至第七十四條ノ規定ハ意匠ニ關シテ之ヲ準用ス

第九條 本則ハ意匠法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

書式

第一號 意匠登録願

収入印紙

一 意匠ノ名稱

一 登録ノ請求範圍

一 意匠ヲ應用スヘキ物品

一 案出者ノ氏名

私（私共）儀前記意匠ニ付登録相受度此段相願候也（特許法施行細則第一號書式ニ準ス）

本籍（國籍）及ヒ住所

職業

年月日 氏 名 （印）

特許局長氏名殿

第二號 類似意匠登録願

収入印紙

一 意匠ノ名稱

一 登録ノ請求範圍

一 意匠ヲ應用スヘキ物品

一 案出者ノ氏名

一 原意匠ノ番號

私（私共）儀前記意匠ニ付キ登録相受度此段相願候也

本籍（國籍）及ヒ住所

職業

年月日 氏 名 （印）

特許局長氏名殿

第三號 登録請求書

収入印紙

一 登録證主ノ氏名
一 登録ノ番號
私（私共）儀何某ヨリ前記意匠専用權（持分）ヲ譲受
ケ（質取）候ニ付登録相成度別紙契約書（遺言書）相
添此段及請求候也

本籍（國籍）及ヒ住所
年月日 氏 名 （印）

特許局長氏名殿

第四號 登録請求書

収入印紙

一 登録證主ノ氏名
一 登録ノ番號
私（私共）儀前記意匠専用權ヲ共有ト致候ニ付登録相
成度別紙契約書相添此段及請求候也

本籍（國籍）及ヒ住所
年月日 共有者 氏 名 （印）

特許局長氏名殿

第五號

第何號

意匠登録證

本籍（國籍）及ヒ住所
氏 名

一 意匠ノ名稱
一 意匠ヲ應用スヘキ物品
前記意匠ハ特許局審査官ニ於テ登録ヲ與フヘキモノ
ト査定シタリ仍テ意匠原簿ニ登録シ茲ニ本證ヲ下付
スルモノ也

年月日 特許局長 氏 名 （印）

第六號

第何號

類似意匠登録證

本籍（國籍）及ヒ住所
氏 名

一 意匠ノ名稱
一 意匠ヲ應用スヘキ物品
前記意匠ハ明治何年何月何日付第何號登録意匠ト類
似スルモノニシテ特許局審査官ニ於テ登録スヘキモ
ノト査定シタリ仍テ茲ニ本證ヲ下付スルモノ也

年月日 特許局長 氏 名 （印）

(5) 意匠法（明治 42 年）

明治四十二年四月二日

法律第二十四號

第一條 物品ニ應用スヘキ形狀、模様、色彩又ハ其ノ結合
ニ係ル新規ナル工業的意匠ヲ案出シタル者ハ本法ニ依
リ意匠ノ登録ヲ受クルコトヲ得

第二條 職務上又ハ契約上爲シタル意匠ニ付登録ヲ受ク
ルノ權利ハ勤務規程又ハ契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除
クノ外其ノ職務ヲ執行セシムル者又ハ使用者ニ属ス
職務ノ執行又ハ契約ノ履行ニ依ル勤務中公務員又ハ被
用者ノ爲シタル考案ニシテ職務上又ハ契約上爲シタル
モノニ非サル意匠ニ付案出前豫メ登録ヲ受クルノ權利
又ハ意匠權ヲ譲渡セシムルコトヲ定メタル勤務規程又
ハ契約ノ條項ハ之ヲ無効トス

本條ニ於テ公務員ト稱スルハ刑法第七條第一項ノ公務
員ヲ謂フ

第三條 本法ニ於テ新規ト稱スルハ左ノ各號ニ該當セサ
ルモノヲ謂フ

一 登録出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ若ハ公然用キ

ラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ

二 登録出願前容易ニ應用スルコトヲ得ヘキ程度ニ於
テ帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ記載セラレタル
モノ又ハ之ニ類似スルモノ

同一物品ニ應用スヘキ意匠ニシテ自己ノ登録意匠ノ
ミニ類似スルモノハ新規ト看做ス

第四條 左ニ掲クル意匠ニ付テハ之ヲ登録セス

一 菊花御紋章ト同一又一類似ノ形狀又ハ模様ヲ有ス
ルモノ

二 秩序若ハ風俗ヲ紊リ又ハ世人ヲ欺瞞スルノ虞アル
モノ

第五條 同一物品ニ應用スヘキ同一又ハ類以ノ意匠ニ付
各別ニ登録ヲ受クルノ權利ヲ有スル者二人以上アルト
キハ最先ニ出願ヲ爲シタルモノニ限り登録ス其ノ同日
ノ出願ニ係ルトキハ關係者ノ協議ニ依リ協議調ハサル
トキハ共ニ之ヲ登録セス

第六條 意匠ノ登録ヲ受クルノ權利ハ之ヲ移轉スルコト
ヲ得但シ擔保ニ供スルコトヲ得ス

登録ヲ受クルノ權利ノ承繼ハ登録出願前ニ在リテハ登
録ヲ出願シ登録出願後ニ在リテハ出願人ノ名義變更ヲ
届出ツルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ
得ス但シ同日ノ出願又ハ届出ニ係ルトキハ關係者ノ協
議ニ依リ協議調ハサルトキハ共ニ第三者ニ對抗スルコ
トヲ得ス

第七條 實用新案ノ登録ノ出願ヲ爲シ登録スヘカラスト
ノ査定ヲ受ケタル者其ノ最初ノ査定ノ送達ヲ受ケタル
日ヨリ三十日以内ニ其ノ實用新案ニ係ル意匠ニ付登録
ヲ出願シタルトキハ實用新案ノ登録ヲ出願シタル日ニ
於テ出願シタルモノト看做ス

第八條 意匠權ハ登録ニ依リ發生ス

意匠權者ハ登録出願ノ際指定シタル物品ニ付業トシテ
其ノ意匠ヲ應用シ又ハ之ヲ應用シタル物品ヲ販賣若ハ
擴布スルノ權利ヲ専有ス

同一物品ニ應用スヘキ互ニ相類似スル意匠ノ意匠權ハ
最先ニ發生シタル意匠權ト合體スルモノトス

同一又ハ類似ノ意匠ニ關シテハ意匠權ハ其ノ出願前ノ
出願ニ係ル實用新案權ニ依リ制限ヲ受クルモノトス

第九條 意匠權ノ存續期間ハ十年トス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ原權利ノ範圍内ニ
於テ登録意匠ヲ實施スルノ權利ヲ有ス

一 同一又ハ類似ノ意匠ニ對スル二以上ノ登録中其ノ
一カ無効ト爲リタル場合ニ於テ善意ナル原意匠權者

二 前號ノ原意匠權ニ付善意ニ實施ノ權利ヲ得テ登録
ヲ受ケタル者特許法第三十六條及第三十七條ノ規定
ハ前項ノ權利ニ之ヲ準用ス

第十一條 意匠權ハ其ノ意匠ヲ應用スル物品ニ依リ分割
シテ之ヲ移轉スルコトヲ得

第十二條 意匠ノ登録カ第一條、第二條、第四條、第五條、
第六條第二項又ハ第二十三條ノ規定ニ反シタルトキハ
審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ登録カ登録ヲ受クノ權
利ヲ冒認シタル者ニ對シ爲シタルモノナルトキ亦同シ

第十三條 登録スヘシト査定アリタルトキハ意匠原簿ニ
登録シ意匠登録證ヲ下付ス

第十四條 登録スヘシトノ査定ヲ受ケタル者又ハ意匠登
録證主ハ意匠料トシテ每件左ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一年乃至第三年分

登録ヲ受クルトキ一時 金參圓

二 第四年乃至第十年

毎年 金貳圓

同一物品ニ應用スヘキ互ニ相類似スル意匠ニ付テハ其

ノ内ノ一ハ前項ノ意匠料ヲ、其ノ他ハ各意匠ニ付一時金壹圓ヲ納付スヘシ

第十五條 意匠ノ登録ヲ出願スル者ハ各意匠ニ付命令ノ定ムル類別内ニ於テ其ノ意匠ヲ應用スヘキ物品ヲ指定スヘシ

第十六條 意匠登録ノ出願ヲ爲ス者ハ出願中及登録後三年以内其ノ意匠ヲ秘密ニセムコトヲ請求スルコトヲ得

第十七條 意匠登録ノ出願アリタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ査定セシム

第十八條 審査官ハ第四條、第五條、第六條第二項及第二十三條ノ規定ニ依リ出願ニ係ル意匠カ登録スヘキモノナリヤ否ニ付査定スヘシ但シ第一條又ハ第二條ノ規定ニ該當セサルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ理由トシテ登録拒絶ノ査定ヲ爲スヘシ

第十九條 登録拒絶ノ査定ニ不服アル者ハ査定ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ不服理由書ヲ差出シ再審査ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ前審査ニ干與セサル審査官ヲシテ更ニ之ヲ査定セシム

前條但書ニ依ル査定ニ不服アル者再審査ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ審査官ハ其ノ理由ニ付テモ亦審査スヘシ

第二十條 審判ハ左ニ掲クル事項ニ付之ヲ請求スルコトヲ得

一 第十二條ノ規定ニ依ル登録ノ無効

二 意匠權ノ範圍ノ確認

審判ノ請求ハ審査官又ハ利害關係人ニ限り之ヲ爲スコトヲ得但シ審査官ハ前項第二號ノ審判及第二條、第五條又ハ第六條第二項ノ規定ニ反ストノ理由ニ依ル前項第一號ノ審判ヲ請求スルコトヲ得ス

審査官ノ請求ニ依ル審判ニ關シテハ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第二十一條 審判ノ審決ニ不服アル者ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得

第二十二條 特許法第八條、第十二條乃至第十五條、第十六條第一項、第十七條乃至第二十五條、第二十九條、第三十二條、第三十三條、第四十條、第四十一條、第四十三條、第四十五條、第四十九條第二項、第五十條、第五十一條、第五十三條、第五十六條、第五十八條第一項、第五十九條乃至第六十一條、第六十六條乃至第六十八條、第七十條乃至第七十九條、第八十二條、第八十三條第一項、第八十四條、第八十五條及第八十七條乃至第九十一條ノ規定ハ意匠ニ關シ之ヲ準用ス

第二十三條 外國人ニシテ帝國内ニ住所又ハ營業所ヲ有セサル者ハ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ規定アル場合ノ外意匠權又ハ意匠ニ關スル權利ヲ享有スルコトヲ得ス

意匠ニ關シ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第二十四條 他人ノ登録意匠ト同一若ハ類似ノ意匠ヲ業トシテ同一ノ物品ニ應用シタル者又ハ其ノ物品ヲ業トシテ販賣若ハ擴布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

他人ノ登録意同ト同一若ハ類似ノ意匠ヲ應用シタル同一物品ヲ業トシテ輸入シタル者又ハ其ノ物品ヲ業トシテ販賣若ハ擴布シタル者ハ罰前項ニ同シ

前二項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ參百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 詐偽ノ所爲ヲ以テ意匠ノ登録ヲ受ケタル者

二 登録意匠ヲ應用セサル物品又ハ其ノ容器、包裝等ニ意匠登録ノ標記ヲ付シ若ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者又ハ其ノ物品ヲ販賣若ハ擴布シタル者

三 登録意匠ヲ應用セサル物品ヲ販賣又ハ擴布スル爲廣告、看板、引札等ニ其ノ物品カ登録意匠ヲ應用シタルモノナルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

第二十六條 第二十四條ノ犯罪ニ因リ沒收スルコトヲ得ヘキ物ニ付判決言渡前被害者ヨリ請求アリタルトキハ之ヲ相當ノ代價ニ見積リ被害者ニ交付スル言渡ヲ爲スヘシ損害ノ額カ交付ヲ受ケタル物ノ見積代價ニ超過スルトキハ被害者ハ其ノ差額ニ限り賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 法律ニ依リ宣誓シタル證人若ハ鑑定人又ハ通事ニシテ特許局又ハ其ノ囑託ヲ受ケタル裁判所若ハ官廳ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者事件ノ査定又ハ審決ニ至ラサル前自白シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

第二十八條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ四拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 特許辨理士ニ非スシテ意匠ニ關スル代理業ヲ營ミタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ參百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條ノ規定ハ本法施行前無効ト爲リタル意匠ノ登録ニ關シテハ之ヲ適用セス

特許法第九十九條、第百二條第二項、第百五條及第百六條ノ規定ハ意匠ニ關シ之ヲ準用ス

○意匠法施行細則

明治四十二年十月二十六日

農商務省一令第四十三號

第一條 意匠ノ登録ヲ受ケムトスル者ハ一意匠ニ付第十三條ニ定メタル類別毎ニ一通ノ願書ヲ作り之ヲ特許局ニ差出スヘシ願書ニハ圖面三通ヲ添附スヘシ

第二條 雛形又ハ見本カ貼附シ得ヘキモノナルトキハ之ヲ紙面ニ貼附シタルモノ三箇ヲ差出シ圖面ノ差出ニ代ユルコトヲ得寫眞ヲ紙面ニ貼附シタルモノ三箇ヲ差出ストキ亦同シ

前項ニ依リ差出ス寫眞ニハ臺紙ヲ附スヘカラス

第三條 同一物品ニ應用スヘキ自己ノ登録意匠又ハ出願中ノ意匠ニ類似スル意匠ニ付登録ヲ受ケムトスル者ハ類似意匠トシテ登録ヲ出願スヘシ同一物品ニ應用スヘキ登録意匠ニ類似スル類似意匠ノ登録ヲ出願スル者ハ願書ニ其ノ登録意匠ノ登録證ヲ添附シ之ヲ特許局長ニ差出スヘシ前項ノ場合ニ於テ出願ニ係ル意匠ヲ登録シタルトキハ願書ニ添附シタル登録證ニ其ノ登録番號ヲ記載シ特許局長署名捺印シテ之ヲ還付スヘシ

第四條 意匠法第十六條ノ規定ニ依リ其ノ意匠ヲ秘密ニセムコトヲ請求スル者ハ圖面其ノ他其ノ意匠ヲ表示スル物件ヲ密封シ「秘密意匠」ト朱書シ之ヲ願書ニ添附スヘシ

第五條 秘密ニスヘキ意匠ハ意匠權者ノ承諾ヲ得タル者若ハ裁判所ノ請求アリタル場合又ハ其ノ意匠ニ關スル審査、再審査、審判若ハ抗告審判ニ付利害關係ヲ有スル

者ヨリ請求アリタル場合ノ外之ヲ意匠權者以外ノ者ニ示スコトヲ得ス

第六條 秘密ニスヘキ登録意匠ニ付利害關係人カ登録標記ヲ附シタル意匠又ハ之ヲ認識スルニ足ルモノヲ差出し其ノ登録ノ存否、登録番號、登録ノ年月日、意匠ヲ應用スヘキ物品又ハ意匠權者ノ氏名、住所、居所若ハ營業所ノ通知ヲ受ケムコトヲ請求スルトキハ特許局長ハ之ヲ許可スルコトヲ得

第七條 意匠法第七條ノ規定ニ依ル登録願書ニハ實用新案ノ登録ノ出願ニ對スル最初ノ査定ノ謄本ヲ添附スヘシ

第八條 特許法施行細則第五十三條ノ規定ハ意匠法第五條及第六條第二項但書ノ規定ニ依リ關係人ノ協議ヲ必要トスル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 登録出願ニ係ル意匠ヲ應用スヘキ物品カ第十三條ニ定メタルニ以上ノ類別ニ互ルニ依リ願書ヲ訂正セムトスルトキハ他類ニ屬スル物品ニ付前願書ト同一ノ願書ヲ差出し同時ニ前出願ヲ訂正スヘシ

第十條 第三條ノ規定ニ依リテ出願シタル意匠ニ付登録スヘシトノ査定ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ類似意匠ノ登録番號、願書番號又ハ符號ヲ査定ノ主文中ニ記載スヘシ

第十一條 登録證ハ第四號乃至第七號ノ書式ニ依リ之ヲ作り特許局長之ニ署名捺印スヘシ登録證ニハ圖面ヲ添附スヘシ

第十二條 意匠登録ノ標記ハ『登録意匠』ノ文字及其ノ登録番號ヲ表示スヘシ意匠法第二十二條ニ基ク特許法第五十六條第四項ノ場合ニ於ケル意匠登録ノ標記ハ前項ニ依リ記載ニ『一部』ノ文字ヲ附加スヘシ

第十三條 出願人ハ左ノ類別ニ從ヒ意匠ヲ應用セムトスル物品ヲ指定スヘシ

第一類 被服、被服地

衣服、袴、帶、襟、肩掛、領卷等

第二類 頭飾、服飾、裝身具

櫛、簪、根掛、胸飾、領飾、腕環、指環、釦鈕、襟針、徽章等

第三類 時計及其ノ附屬品

袂時計、置時計、掛時計、鎖、下ケ物等

第四類 傘、杖、鞭

第五類 携帯品

紙入、貨幣入、名刺入、煙草入、煙管、煙管筒、手提鞆等

第六類 家具、飲食品、室内裝飾品、商品ノ容器包裝類

棚、箆筥、机、椅子、卓子、寢臺、額、屏風、衝立、暖爐、火鉢、花瓶、繕、椀、皿、鉢、杯、菓子器、茶器、珈琲具、壺、罐等

第七類 敷物

緞通、油團、花莖等

第八類 文房具

硯、筆筒、筆架、硯屏、文鎮、墨臺、水滴、印材、肉池、文臺、硯箱、筆、墨、「インキ」壺、「ペン」軸等

第九類 燈器

燭臺、手燭、燈籠、洋燈、瓦斯燈、電燈、提燈、燈蓋、火屋等

第十類 建築物ノ附屬品

障子、襖、屏、欄間、欄干、引手、釘隠、柵等

第十一類 他類ニ屬セサル織物、編物、組物及其ノ製品

袱紗、手巾、卓被、「レース」、羽織紐、帶締紐、時計紐、飾總等

第十二類 冠物

帽子、頭巾、笠等

第十三類 履物及其ノ附屬品

下駄、草履、靴、鼻緒、爪掛等

第十四類 扇、円扇

第十五類 樂器、玩具、遊戲具

第十六類 菓子及其ノ他ノ食品

第十七類 紙、皮革及他類ニ屬セサル其ノ製品

紋紙、紋革、擬革紙、襖紙、壁紙、表紙、包紙、短冊、簡箋、書簡筒等

第十八類 他類ニ屬セサル陶器、磁器、土器、玻璃器、七寶製品、煉瓦、瓦

第十九類 他類ニ屬セサル漆器、假漆器、油漆塗器ノ類

第二十類 他類ニ屬セサル金属又ハ石材ノ製品

第二十一類 他類ニ屬セサル木、竹、甲、角、牙、介類ノ製品

第二十二類 他類ニ屬セサル物品

第十四條 第一年乃至第三年分ノ意匠料又ハ類似意匠ノ意匠料ハ登録スヘシトノ査定ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ納ムヘシ

第十五條 特許法施行細則第一條乃至第三十九條、第四十四條、第四十五條、第四十八條乃至第五十二條、第五十七條、第六十條、第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第八十五條、第八十七條乃至第九十條及第九十三條ノ規定ハ意匠ニ關シ之ヲ準用ス

附 則

第十六條 本則ハ意匠法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 第十二條ノ規定ハ本則施行前ニ附シタル意匠登録ノ標記ニ之ヲ適用セス

第十八條 特許法施行細則第九十七條ノ規定ハ意匠ニ關シ之ヲ準用ス

第十九條 本則施行前登録シタル意匠又ハ登録スヘシトノ査定アリタル意匠ヲ應用スヘキ物品ノ類別ハ本則施行後仍從前ノ例ニ依ル

書式

第一號書式

収入印紙 意匠登録願

一 意匠ノ名稱

一 登録請求ノ範圍

一 意匠ヲ應用スヘキ物品

一 案出者ノ氏名、住所（居所又ハ營業所）及職業（本項ハ出願人カ案出者ナルトキハ記載スルコトヲ要セス）
私（私共）儀前記意匠ニ付登録相受度此段相願候也
本籍（國籍）
住所（居所又ハ營業所）
職業

年月日

出願人（案出者）氏 名 （印）

（法人ナルトキハ法人ノ名稱及其ノ代表者名印）

特許局長氏名殿

添附書類目錄

一 何々 何通

一 何々 何通

第二號書式

収入印紙 類似意匠登録願

一 意匠ノ名稱

一 登録請求ノ範圍

一 意匠ヲ應用スヘキ物品

一 案出者ノ氏名、住所（居所又ハ營業所）及職業（本項ハ出願人カ案出者ナルトキハ記載スルコトヲ要セス）
一 同一ノ物品ニ應用スヘキ互ニ相類似スル意匠ノ登録番號（願書番號又ハ符號）
私（私共）儀前記意匠ニ付登録相受度此段相願候也

本籍（國籍）
住所（居所又ハ營業所）
職業

年月日

出願人（案出者）氏 名（印）
（法人ナルトキハ法人ノ名稱及其ノ代表者氏名印）

特許局長氏名殿

添附書類目録

- 一 何々 何通
- 一 何々 何通

第三號書式

収入印紙 意匠品（意匠圖案）出品届

- 一 意匠ノ名稱
- 一 案出者ノ氏名及住所（居所又ハ營業所）
（本項ハ届出人力案出者ナルトキハ記載スルコトヲ要セス）
私（私共）儀別紙説明書及圖面ニ記載スル意匠品（意匠圖案）ヲ何年何月何日ヨリ何所ニ於テ政府（何道、何府、何縣）ノ開設スル博覽會（共進會）（萬國博覽會）ニ出品可致候ニ付此段及御届候也

本籍（國籍）
住所（居所又ハ營業所）
職業

年月日

氏 名（印）
（法人ナルトキハ法人ノ名稱及其ノ代表者氏名印）

特許局長氏名殿

添附書類目録

- 一 何々 何通
- 一 何々 何通

第四號書式

第何號

意匠登録證

本籍（國籍）
住所（居所又ハ營業所）
氏 名（名稱）

- 案出者 何縣何誰
- 一 意匠ノ名稱
 - 一 意匠ヲ應用スヘキ物品
（一同一ノ物品ニ應用スヘキ互ニ相類似スル意匠ノ意匠權登録第何號）
前記意匠ハ特許局審査官ニ於テ登録スヘキモノト査定シタリ仍テ意匠原簿ニ登録シ茲ニ本證ヲ下付スルモノ也

年月日

特許局長 氏 名（印）

第五號書式

類似意匠第何號

類似意匠登録證

本籍（國籍）
住所（居所又ハ營業所）
氏 名（名稱）

- 案出者 何縣何誰
- 一 意匠ノ名稱
 - 一 意匠ヲ應用スヘキ物品
 - 一 合體スヘキ意匠權登録第何號
前記意匠ハ特許局審査官ニ於テ登録スヘキモノト査定シタリ仍テ意匠原簿ニ登録シ茲ニ本證ヲ下付スルモノ也

年月日

特許局長 氏 名（印）

第六號書式
複第何號

意匠登録證複本（類似意匠登録複本）
本籍（國籍）
住所（居所又ハ營業所）
氏 名（名稱）

- 一 案出者 何縣何誰
- 一 登録番號（類似意匠第何號）
- 一 意匠ノ名稱
- 一 意匠ヲ應用スヘキ物品
- 一 意匠權存續期間 自明治何年何月何日
至明治何年何月何日
（合體スヘキ意匠權登録第何號）
（一同一ノ物品ニ應用スヘキ互ニ相類似スル意匠ノ意匠權登録第何號）
前記意匠ノ意匠權ニ付意匠登録證（類似意匠登録證）複本ヲ請求シタルニ因リ茲ニ本證ヲ下付スルモノ也

特許局長 氏 名（印）

第七號書式
第何號

意匠登録證（類似意匠登録證）
本籍（國籍）
住所（居所又ハ營業所）
氏 名（名稱）

- 案出者 何縣何誰
- 一 意匠ノ名稱
 - 一 意匠ヲ應用スヘキ物品
 - 一 意匠權存續期間 自明治何年何月何日
至明治何年何月何日
（合體スヘキ意匠權登録第何號）
（同一ノ物品ニ應用スヘキ互ニ相類似スル意匠ノ意匠權登録第何號）
前記意匠ノ意匠登録證（類似意匠登録證）何々ノ旨ヲ以テ再下付ヲ請求シタルニ因リ茲ニ本證ヲ下付スルモノ也

年月日

特許局長 氏 名（印）

第八號書式

収入印紙 納付書
登録番號又ハ願書番號
意匠ノ名稱
一 金何圓也 第何年分意匠料
右納付候也
住所（居所又ハ營業所）
年月日

氏 名（印）
（法人ナルトキハ法人ノ名稱及其ノ代表者氏）
特許局長氏名殿

(6) 意匠法（大正 10 年）

大正十年四月二十日

法律第九十八號

- 第一條 物品ニ關シ形狀、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案ヲ爲シタル者ハ其ノ物品ノ意匠ニ付意匠ノ登録ヲ受クルコトヲ得
- 第二條 左ニ掲クル意匠ニ付テハ之ヲ登録セス
- 一 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ形狀又ハ模様ヲ有スルモノ

二 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ
三 世人ヲ欺瞞スルノ虞アルモノ
第三條 本法ニ於テ意匠ノ新規ト稱スルハ意匠カ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ
一 登録出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ若ハ公然用キラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ
二 登録出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ
意匠ニシテ自己ノ登録意匠ノミニ類似スルモノハ之ヲ新規ナルモノト看做ス
第四條 同一又ハ類似ノ意匠ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り登録ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ登録シ協議調ハサルトキハ共ニ登録セス
第五條 意匠登録出願者ハ命令ノ定ムル類別内ニ於テ其ノ意匠ヲ現スヘキ物品ヲ指定スヘシ
第六條 意匠登録出願者ハ登録ノ日ヨリ三年以内其ノ意匠ヲ秘密ニセムコトヲ請求スルコトヲ得
第七條 實用新案登録出願者ハ其ノ實用新案登録出願ヲ其ノ出願ニ係ル意匠ニ付テノ意匠登録出願ニ變更シタルトキハ其ノ意匠登録出願ハ實用新案登録出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ實用新案登録出願ニ付登録スヘカラストノ査定ヲ受ケタル場合ニ於テハ最初ノ其ノ査定ノ達達ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第八條 意匠權ハ登録ニ依リ發生ス
意匠權者ハ其ノ登録意匠ニ係ル物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス
自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ノ意匠權ハ最先ニ發生シタル意匠權ト合體スルモノトス
意匠權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル實用新案權若ハ商標權ト牴觸スル場合又ハ登録意匠カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル登録實用新案ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ意匠權者ハ實用新案權者ノ實施許諾又ハ商標權者ノ許諾アルニ非サレハ其ノ登録意匠ヲ實施スルコトヲ得ス
第九條 意匠登録出願ノ際現ニ善意ニ帝國内ニ於テ其ノ意匠實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ登録意匠ニ付事業ノ目的タル意匠範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス
第十條 登録ノ無効審判請求ノ登録前善意ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ帝國内ニ於テ其ノ意匠實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ登録意匠ニ付事業ノ目的タル意匠範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス
一 同一又ハ類似ノ意匠ニ對スル二以上ノ登録中其ノ一カ無効ト爲リタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原意匠權者
二 登録ヲ無効トシ同一又ハ類似ノ意匠ニ付正當權利者ノ爲ニ登録ヲ爲シタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原意匠權者
三 前二號ニ掲ケル場合ニ於テ其ノ無効ト爲リタル意匠權ニ付實施權ヲ得テ其ノ登録ヲ受ケタル者但シ實施權カ登録ナキモ第十五條第一項ノ效力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス
意匠登録出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ意匠權ト牴觸スル實用新案權ノ存續期間満了シタル場合ニ於テ其ノ實用新案權ニ付實施權ヲ得テ登録ヲ受ケタル者ハ其ノ登録意匠ニ付原實施權ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス但シ原實施權カ登録ナキモ實用新案法第十三條第一項ノ效力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス

意匠權者ハ前二項ノ規定ニ依ル實施權者ヨリ相當ノ補償金ヲ受クルノ權利ヲ有ス
第十一條 意匠登録出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ意匠權ト牴觸スル實用新案權ノ存續期間満了後ニ於ケル原實用新案權者ハ其ノ登録意匠ニ付原權利ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス
第十二條 意匠權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ十年ヲ以テ終了ス
第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十一條ノ規定ニ依リ正當權利者ノ爲ニ登録ヲ爲シタルトキハ前項ノ十年ノ期間ハ無効ト爲リタル登録ノ爲サレタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス
第十三條 意匠權者ハ他人ノ登録實用新案又ハ登録意匠ヲ實施スルニ非ナレハ自己ノ登録意匠ヲ實施スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ他人カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ他人ノ實施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ實施セラルヘキ實用新案又ハ意匠ノ實用新案權又ハ意匠權發生ノ日ヨリ二年ヲ經過セサルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ニ依リ登録實用新案又ハ登録意匠ヲ實施セラルル者其ノ實施ヲ必要トスル相手方ノ登録意匠ニ付實施ノ許諾ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ相手方カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ相手方ノ實施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得
第十四條 前條ノ規定ニ依ル實施權者ハ實用新案權者又ハ意匠權者ニ對シ相當ノ補償金ヲ支拂フヘシ
前項ノ實施權者ハ補償金ノ支拂ヲ爲シ又ハ支拂ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ供託ヲ爲スニ非サレハ其ノ登録實用新案又ハ登録意匠ヲ實施スルコトヲ得ス但シ審決又ハ判決ノ確定前ト雖審決又ハ判決ニ依ル補償金ニ相當スル金額ヲ供託シタルトキハ實施スルコトヲ得
第十五條 登録意匠ノ實施權ハ之ヲ登録シタルトキハ其ノ意匠權ヲ爾後取得シタル者及其ノ意匠權ヲ目的トスル爾後設定ノ質權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス
第九條乃至第十一條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十四條第二項ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登録ナキ場合ト雖前項ノ效力ヲ有ス
第十三條ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登録前設定ノ質權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス
特許法第四十五條ノ規定ハ實施權ノ移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限又ハ實施權ヲ目的トスル質權ノ設定、移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限ニ付之ヲ準用ス
第十六條 意匠權ハ第五條ノ規定ニ依リ指定シタル物品ニ依リ之ヲ分割シテ移轉スルコトヲ得
第十七條 登録カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ
一 登録カ第一條、第二條又ハ第四條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ
二 登録カ第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十二條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ
三 登録カ登録ヲ受クルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ登録ヲ受クルノ權利ヲ冒認シタル者ノ爲ニ爲サレタルトキ
四 登録カ第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十三條ノ規定スル條約又ハ之ニ準スヘキモノニ違反シテ爲サレタル場合ニ於テ其ノ違反カ第一號乃至前號ニ掲ケルモノニ準スヘキモノナルトキ

五 登録カ第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十二條ノ規定ニ違反スルニ至リタルトキ又ハ特許法第三十三條ニ規定スル條約若ハ之ニ準スヘキモノニ違反スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ違反カ第一號乃至第三號ニ掲クルモノニ準スヘキモノナルトキ登録ハ意匠權消滅後ト雖前項ノ規定ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

第十八條 特許局ニ意匠原簿ヲ備ヘ意匠權及實施權並之ヲ目的トスル質權ノ設定保存、移轉、變更、消滅、處分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事項ヲ登録ス
登録ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 登録スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ意匠原簿ニ登録シ意匠登録證ヲ下付ス

第二十條 意匠ノ登録ヲ受クル者又ハ登録證主ハ登録料トシテ每件左ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一年乃至第三年 毎年三圓

二 第四年乃至第十年 毎年五圓

自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ノ登録ヲ受クル者ハ其ノ登録ヲ受クル時登録料トシテ每件一時ニ三圓ヲ納付スヘシ

第十六條ノ規定ニ依リ分割シテ移轉セラルル意匠權ノ登録ヲ受クル者又ハ登録證主ハ其ノ意匠權ニ付原意匠權ノ當該年分ヨリノ登録料ヲ納付スヘシ

第二十一條 意匠登録ノ出願アリタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ審査セシム

第二十二條 審判ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ規定スルモノノ外左ニ掲クル事項ニ付之ヲ請求スルコトヲ得

一 第十七條ノ規定ニ依ル登録ノ無効

二 意匠權ノ範圍ノ確認

前項第一號ノ無効ノ審判ハ利害關係人及審査官ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得但シ審査官ハ第四條ノ規定ニ違反シ又ハ第十七條第一項第三號ニ該當ストノ理由ニ依ル無効ノ審判ヲ請求スルコトヲ得

第一項第二號ノ確認ノ審判ハ利害關係人ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得

第二十三條 第十三條ノ審判ニ於テハ補償金額ニ付テモ亦之ヲ審決スヘシ

第二十四條 査定又ハ審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アルトキハ其ノ査定又ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得但シ前條ノ規定ニ依ル補償金額ノ審決ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 特許法第六條、第十條乃至第十四條、第十六條乃至第三十條、第三十二條、第三十三條、第三十六條、第四十四條、第四十五條、第四十七條、第四十八條、第五十一條、第五十五條、第五十六條、第五十八條第一項、第五十九條、第六十四條、第六十五條第六項第七項、第六十六條第一項、第六十七條乃至第六十九條、第七十一條、第七十二條、第八十條乃至第八十三條、第八十六條乃至第一百五條、第一百七條、第一百條乃至第一百十二條、第一百十三條第一項及第一百十四條乃至第一百二十八條ノ規定ハ意匠ニ關シ之ヲ準用ス

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同一ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布シタル者

二 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト類似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布シタル者

三 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同一又ハ類似ノ物品

ヲ業トシテ輸入又ハ移入シタル者

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 詐僞ノ行爲ヲ以テ意匠ノ登録ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケタル者

二 登録意匠ニ係ラサル物品又ハ其ノ物品ノ容器包装ノ類ニ意匠登録標記ヲ附シ又ハ意匠標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

三 登録意匠ニ係ラサル物品ニシテ其ノ物品又ハ其ノ物品ノ容器包装ノ類ニ意匠登録標記ヲ附シ又ハ意匠登録標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタルモノヲ販賣又ハ擴布シタル者

四 登録意匠ニ係ラサル物品ヲ製作若ハ使用セシムル爲又ハ販賣若ハ擴布スル爲廣告、看板、引札ノ類ニ其ノ物品カ登録意匠ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

第二十八條 第二十六條第一項ニ掲クル行爲ヲ組成シタル物又ハ其ノ行爲ヨリ生シタル物ニシテ刑法第十九條ノ規定ニ依リ沒收スルコトヲ得ヘキモノニ付判決言渡前被害者ノ請求アリタルトキハ其ノ物ヲ沒收シ之ヲ被害者ニ交付スルノ言渡ヲ爲スヘシ

被害者ハ前項ノ規定ニ依ル物ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ物ノ價額ヲ超過スル損害ノ額ニ限り賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人若ハ鑑定人又ハ通事特許局又ハ其ノ囑託ヲ受ケタル裁判所若ハ官廳ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者事件ノ査定又ハ審決ニ至ラサル前自白シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十條 特許局職員又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク其ノ職務上知得タル意匠登録出願中ノ考案又ハ意匠登録出願者ノ事業上ノ秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正常ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第三十二條 辨理士ニ非スシテ特許局ニ對シ意匠ニ關シ爲スヘキ事項ノ代理業ヲ營ミタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第三十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 舊法ニ依ル意匠ノ登録、處分及手續ハ本附則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

舊法ニ依リ意匠ニ關シ爲シタル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付亦前項ニ同シ

第三十五條 本法施行ノ際現ニ繫屬スル意匠登録ノ出願ノ處理ニ付テハ仍舊法ニ依ル

本法施行前送達ヲ受ケタル審決ニ對スル不服申立ノ期間ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第三十六條 本法施行前發生シタル意匠權ニ關シテハ舊特許法第二十九條第二號ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ同號ノ規定ヲ準用シ第九條ノ規定ハ之ヲ適用セス

第三十七條 意匠ノ登録カ舊法施行中無効ト爲リタル場合ニ付テハ舊法第十條ノ規定及同條ノ規定ニ基キ準用

スル舊特許法ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ第十條ノ規定ハ之ヲ適用セス

第三十八條 本法施行前既ニ納メタル又ハ納付スヘキ期限ノ経過シタル意匠ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第三十九條 意匠料ノ納付ヲ怠リタル場合ニ於テ本法施行ノ際未タ其ノ意匠登録ノ取消ナキモノニ付テハ本法施行ノ日より六月間ヲ限り意匠料ヲ追納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ舊法ニ依ル意匠料ノ二倍ニ相當スル金額ヲ意匠料トシテ納付スヘシ

前項ニ規定スル追納期間内ニ意匠料ヲ追納セサルトキハ本法施行ノ時ニ遡リ意匠權ハ消滅シタルモノト看做ス

第四十條 舊法ニ依ル意匠ノ登録ニ關シテハ本法施行後ニ登録カ爲サレタル場合ト雖舊法第十二條ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ同條ノ規定ノ適用ノ範圍内ニ於テ同條ニ掲クル舊法ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ登録カ同條ノ規定ニ該當スル場合ニ限り審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

○意匠法施行規則

大正十年十二月十七日

農商務省令第三十五號

第一條 意匠ノ登録ヲ受ケムトスル者ハ第十條ニ定ムル類別毎ニ願書ヲ作り之ニ圖面四通及必要ナル説明書ヲ添ヘ特許局ニ差出スヘシ但シ圖面ノ中ニ通ハ登録ヲ受クル際之ヲ差出スコトヲ妨ケス

願書ニハ意匠ノ名稱及登録請求ノ範圍ヲ記載シ自己ノ登録意匠又ハ出願中ノ意匠ニ類似スル意匠ノ登録出願ノ場合ニ在リテハ尚之ト類似スル意匠ヲ表示スヘシ

登録請求ノ範圍ニハ意匠カ物品ノ形狀、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ノ孰レニ係ルカヲ記載スヘシ

第一項ノ圖面ハ紙面ニ貼附シタル雛形、見本又ハ變色セサル寫眞ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二條 出願人ハ意匠ノ登録出願ニ於テ錯誤ニ因リ二以上ノ類別ニ互ルニ以上ノ物品ヲ指定シタルトキハ願書ヲ訂正シ之ヲ二以上ノ出願ト爲スコトヲ得

第三條 意匠法第七條ノ規定ニ依リ實用新案登録出願ヲ意匠登録出願ニ變更セムトスル者ハ新ナル出願ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ願書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

前項ノ場合ニ於テ實用新案登録出願ニ付差出シタル圖面カ變更ヲ要セサルモノナルトキハ其ノ圖面ヲ以テ第一條第一項ニ規定スル圖面ニ充ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ願書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第四條 意匠法第六條ノ規定ニ依リ意匠ヲ秘密ニセムコトヲ請求スル者ハ其ノ登録出願ノ際圖面其ノ他ノ物件ヲ密封シ「秘密意匠」ト朱書シ之ヲ特許局ニ差出スヘシ

第五條 前條ノ規定ニ依リ密封シタル物件ハ意匠權者ノ承諾アリタル場合及其ノ意匠ニ關スル審査、審判、抗告審判若ハ再審ノ利害關係人又ハ裁判所ヨリ請求アリタル場合ヲ除クノ外意匠權者以外ノ者ニ之ヲ示スコトヲ得ス

第六條 特許局長官ハ秘密ニスヘキ登録意匠ニ付利害關係人ハ登録意匠ナルコトヲ認識スルニ足ルヘキモノヲ差出シテ請求スル場合ニ限り其ノ登録ノ存否、登録番號、登録ノ年月日、意匠ヲ現スヘキ物品竝意匠權者ノ氏名名稱及住所又ハ居所ヲ其ノ者ニ示スコトヲ得

第七條 意匠登録ハ別記書式ニ依リ之ヲ作り圖面ヲ添付スヘシ

第八條 意匠登録ノ標記ニハ登録意匠ノ文字及其ノ登録番號ヲ表示スヘシ

第九條 意匠法第二十條第一項ノ第一年乃至第三年分ノ登録料、同條第二項ノ登録料又ハ意匠法第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第六十五條第六項ノ規定ニ依リ正當權利者ノ納付スヘキ登録料ハ登録スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決ノ送達アリタル日より三十日以内ニ之ヲ納付スヘシ

第十條 意匠登録出願者ハ左ノ類別ニ從ヒ意匠ヲ現ハスヘキ物品ヲ指定スヘシ

第一類 被服及被服地

衣服、袴、帶、襟、領卷、肩掛、涎掛、手袋、足袋等

第二類 頭飾、服飾及裝身具

櫛、簪、根掛、胸飾、領飾、釦紐、指環、徽章等

第三類 携帯品

紙入、貨幣入、名刺入、煙草入、煙管、煙管筒、手提鞆等

第四類 傘、杖及鞭

第五類 化粧用品及衛生具

石鹼、紙石鹼、化粧刷毛、齒刷子、垢摺、鏡等

第六類 家具、室内及屋外ノ裝飾品

棚、箆笥、机、椅子、卓子、寢臺、額、屏風、衝立、暖爐、

火鉢、花瓶、旗、幕等

第七類 飲食器及庖厨具

膳、椀、皿、鉢、杯、菓子器、箸、茶器、珈琲具、鐵瓶、土瓶、鍋、釜、「バケツ」、手桶等

第八類 敷物

緞通、油團、花筵等

第九類 文房具

硯、筆筒、文鎮、水滴、印材、肉地、硯箱、筆、墨、「インキ壺」、「ペン」軸等

第十類 燈器

燭臺、手燭、燈籠、洋燈、瓦斯燈、電燈、提燈、燈蓋、火屋等

第十一類 時計及計器

懷中時計、置時計、掛時計、羅針器、寒暖計、晴雨計、度量衡器等

第十二類 建築物ノ附屬品

障子、襖、扉、欄間、欄干、引手、釘隠、柵等

第十三類 他類ニ屬セサル織物、編物、組物及其ノ製品

袷紗、手巾、卓被、「レース」、羽織紐、帶締紐、時計紐、飾總等

第十四類 冠物

帽子、頭巾、笠等

第十五類 履物及其ノ附屬品

下駄、草履、靴、鼻緒、爪掛等

第十六類 扇及團扇

第十七類 樂器、玩具及遊戲具

第十八類 菓子及其ノ他ノ食品

第十九類 客器及包裝

壺、罐、箱、紙袋、紙牌等

第二十類 車輛及其ノ附屬品

人力車、自轉車、自動車、タイヤ、銷車等

第二十一類 紙、皮革及他類ニ屬セサル其ノ製品

紋紙、紋革、擬革紙、襖紙、壁紙、表紙、色紙、短冊、書簡箋、書簡筒等

第二十二類 他類ニ屬セサル金属製品及石材製品

第二十三類 他類ニ屬セサル木、竹、骨、角、齒牙、甲殼類ノ製品

第二十四類 他類ニ屬セサル物品

第十一條 特許法施行規則第一條乃至第三十六條、第三十七條第三項、第三十八條第二項、第三十九條乃至第四十三條、第四十七條乃至第五十三條、第五十五條乃至第六

十九條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第二項、第七十四條第二項、第七十五條及第七十七條ノ規定ハ意匠ニ關シ之ヲ準用ス

附 則

第十二條 本則ハ大正十一年一月十一日ヨリ之ヲ施行ス
第十三條 章匠法施行細則ハ之ヲ廢止ス
第十四條 意匠法第三十五條ノ規定ニ依リ爲スヘキ處理ニ付テハ仍意匠法施行細則ニ依ル

別記

第一號書式

登録第何號

意匠登録證

国籍（外國人ノ場合）

住所（居所）

氏 名（名稱）

案出者 何縣何誰

意匠ノ名稱 何々

登録請求ノ範圍 何々

意匠ヲ現スヘキ物品 何々

前記意匠ハ登録スヘキモノト確定シタリ仍テ意匠原簿ニ登録シ本證ヲ下付ス

年月日

特許局長官 氏 名（印）

第二號書式

類似意匠登録第何號

類似意匠登録證

国籍（外國人ノ場合）

住所（居所）

氏 名（名稱）

案出者 何縣何誰

意匠ノ名稱 何々

登録請求ノ範圍 何々

意匠ヲ現スヘキ物品 何々

合體スヘキ意匠權登録第何號

前記意匠ハ登録スヘキモノト確定シタリ仍テ意匠原簿ニ登録シ本證ヲ下付ス

年月日

特許局長官 氏 名（印）

第三號書式

登録第何號（原登録番號）ノ二（三）

意匠登録證

国籍（外國人ノ場合）

住所（居所）

氏 名（名稱）

案出者 何縣何誰

意匠ノ名稱 何々

登録請求ノ範圍 何々

意匠ヲ現スヘキ物品 何々

意匠權存續期間 自年月日 至年月日

何年何月何日前記ノ物品ニ限り意匠權分割移轉ノ登録ヲ爲シタリ仍テ本證ヲ下付ス

年月日

特許局長官 氏 名（印）

(7) 意匠法（昭和 34 年）

昭和 34 年法律第 125 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

2 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

第二章 意匠登録及び意匠登録出願

（意匠登録の要件）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠

三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基いて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

（意匠の新規性の喪失の例外）

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときは、その意匠は、同項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときも、前項と同様とする。

3 意匠登録出願に係る意匠について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その意匠登録出願に係る意匠が同項に規定する意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

（意匠登録を受けることができない意匠）

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠

二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

（意匠登録出願）

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添附して特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

四 意匠に係る物品

- 2 通商産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。
 - 3 自己の登録意匠又は意匠登録出願をしている意匠に類似する意匠について意匠登録を受けようとするときは、その意匠登録又は意匠登録出願の番号を願書に記載しなければならない。
 - 4 第一項第四号の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。
 - 5 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基いて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。
 - 6 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を附するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。
 - 7 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。
 - 8 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現わす場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。
- (一意匠一出願)
- 第七条 意匠登録出願は、通商産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。
- (組物の意匠)
- 第八条 慣習上組物として販売され同時に使用される二種以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品の意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として意匠登録出願をすることができる。
- 2 前項の場合は、その組物を構成する物品の意匠が第三条、第五条及び次条第一項又は第二項の規定により意匠登録を受けることができる場合に限り、意匠登録を受けることができる。
- (先願)
- 第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。
- 2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。
 - 3 意匠登録出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。
 - 4 意匠の創作をした者でない者であつて意匠登録を受

ける権利を承継しないものがした意匠登録出願は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠登録出願でないものとみなす。

- 5 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。
- 6 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

(類似意匠)

第十条 意匠権者は、自己の登録意匠にのみ類似する意匠(以下「類似意匠」という。)について類似意匠の意匠登録を受けることができる。

- 2 前項の規定により意匠登録を受けた類似意匠にのみ類似する意匠については、同項の規定は、適用しない。
- (意匠登録出願の分割)

第十一条 意匠登録出願人は、第八条第一項の規定による意匠登録出願を分割してその組物を構成する物品の意匠についての意匠登録出願とすることができる。

- 2 前項の規定による意匠登録出願の分割は、意匠登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

- 3 第一項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、組物を構成する物品についての意匠登録出願は、第八条第一項の規定による意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

- 4 第一項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、第八条第一項の査定による意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

(出願の変更)

第十二条 意匠登録出願人は、類似意匠の意匠登録出願を独立の意匠登録出願(類似意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。)に変更することができる。この場合は、独立の意匠登録出願は、類似意匠の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

- 2 意匠登録出願人は、独立の意匠登録出願を類似意匠の意匠登録出願に変更することができる。この場合は、類似意匠の意匠登録出願は、独立の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

- 3 前二項の規定による意匠登録出願の変更は、意匠登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

- 4 第一項又は第二項の規定による意匠登録出願の変更があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

第十三条 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

- 2 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

- 3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その意匠登録出願は、その特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

- 4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。
- 5 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条第一項の規定により同法第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
- 6 第二項ただし書に規定する期間は、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十五条第一項において準用する特許法第四条第一項の規定により実用新案法第三十五条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。（秘密意匠）
- 第十四条 意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。
- 2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。
- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 秘密にすることを請求する期間
- 3 意匠登録出願人又は意匠権者は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。
- 4 特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならない。
- 一 意匠権者の承諾を得たとき。
- 二 その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。
- 三 裁判所から請求があつたとき。
- 四 利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他通商産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。（特許法の準用）
- 第十五条 特許法第三十七条（共同出願）、第四十条（明細書等の補正と要旨変更）、第四十三条（優先権主張の手續）及び第四十四条（特許出願の分割）の規定は、意匠登録出願に準用する。
- 2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。
- 3 特許法第三十五条（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。
- 第三章 審査
（審査官による審査）
- 第十六条 特許庁長官は、審査官に意匠登録出願を審査させなければならない。
- （拒絶の査定）
- 第十七条 審査官は、意匠登録出願が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。
- 一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第五条、第八条第二項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十五条第一項において準用する特許法第三十七条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

- 二 その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
- 三 その意匠登録出願が第七条に規定する要件をみたしていないとき。
- 四 その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

（意匠登録の査定）

第十八条 審査官は、意匠登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、意匠登録をすべき旨の査定をしなければならない。

（特許法の準用）

第十九条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）、第五十三条（補正の却下）、第六十三条（査定の方式）及び第六十五条（訴訟との関係）の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

第四章 意匠権

第一節 意匠権

（意匠権の設定の登録）

第二十条 意匠権は、設定の登録により発生する。

（存続期間）

第二十一条 意匠権の存続期間は、設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

（類似意匠の意匠権）

第二十二条 類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似する最先に意匠登録（類似意匠の意匠登録を除く。）を受けた意匠（以下「本意匠」という。）の意匠権と合体する。

（意匠権の効力）

第二十三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（登録意匠の範囲）

第二十四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面に記載され又は願書に添附した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

第二十五条 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

令で定める。

(他人の登録意匠等との関係)

第二十六条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

(専用実施権)

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 特許法第七十七条第三項から第五項まで(移転等)、第九十七条第二項(放棄)並びに第九十八条第一項第二号及び第二項(登録の効果)の規定は、専用実施権に準用する。

(通常実施権)

第二十八条 意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。

3 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十七条第三項(放棄)及び第九十九条(登録の効果)の規定は、通常実施権に準用する。

(先使用による通常実施権)

第二十九条 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際(第十五条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十九条において若しくは第五十二条において準用する特許法第百五十九条第一項において、若しくは第五十七条において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際)現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第三十条 次の各号の一に該当する者であつて、第四十八条第一項の審判の請求の登録前に、意匠登録が同項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 同一又は類似の意匠についての二以上の意匠登録のうち、その一を無効にした場合における原意匠権者

二 意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠登録をした場合における原意匠権者

三 前二号に掲げる場合において、第四十八条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(意匠権等の存続期間満了後の通常実施権)

第三十一条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十二条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

3 当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 意匠権者又は専用実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が第二十六条に規定する場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について協議を求むることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第二十六条の他人の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

4 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、第二項の裁定に準用する。

（通常実施権の移転等）

第三十四条 通常実施権は、前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二条第二項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二条第二項の裁定による通常実施権を除き、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二条第二項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは、消滅する。

（質権）

第三十五条 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条（物上代位）の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

4 特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

（特許法の準用）

第三十六条 特許法第六十九条（特許権の効力が及ばない範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権に準用する。

第二節 権利侵害

（差止請求権）

第三十七条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

3 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に関し第二十条第三項各号に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して

警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。

（侵害とみなす行為）

第三十八条 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

（損害の額の推定等）

第三十九条 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2 意匠権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、意匠権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（過失の推定）

第四十条 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。ただし、第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

（特許法の準用）

第四十一条 特許法第五十条（書類の提出）及び第六十条（信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

第三節 登録料

（登録料）

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する十五年の各年について、一年ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

- | | | |
|---|--------------|---------|
| 一 | 第一年から第三年まで | 毎年六百元 |
| 二 | 第四年から第十年まで | 毎年千二百円 |
| 三 | 第十一年から第十五年まで | 毎年二千四百円 |

2 類似意匠の意匠登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、六百元を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。（登録料の納付期限）

第四十三条 前条第一項第一号の規定による第一年分の登録料又は同条第二項の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

（登録料の追納）

第四十四条 意匠権者は、前条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経

過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び前項の割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第一百条(利害関係人による特許料の納付)及び第一百一十一条(既納の特許料の返還)の規定は、登録料に準用する。

第五章 審判

(拒絶査定に対する審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十七条 第十九条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十九条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな意匠登録出願をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。(意匠登録の無効の審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

一 その意匠登録が第三条、第五条、第八条第二項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十五条第一項において準用する特許法第三十七条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二 その意匠登録が条約に違反してされたとき。

三 その意匠登録が意匠の創作をした者でない者であつてその意匠について意匠登録を受ける権利を承継しないものの意匠登録出願に対してされたとき。

四 意匠登録がされた後において、その意匠権者が第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠権を享有することができない者になつたとき、又はその意匠登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第四十九条 意匠登録が次に掲げる意匠についてされたときは、その意匠登録についての前条第一項の審判は、

意匠権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

一 意匠登録出願前に外国において公然知られた意匠

二 意匠登録出願前に外国において頒布された刊行物に記載された意匠

三 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が前二号に掲げる意匠に基いて容易に意匠の創作をすることができた場合における意匠

第五十条 意匠登録(類似意匠の意匠登録を除く。以下この項において同じ。)を無効にすべき旨の審判が確定したときは、意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当する場合において、その意匠登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、意匠権は、その意匠登録が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

2 本意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、その類似意匠の意匠登録は、無効になる。

3 類似意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審判が確定したとき、又は前項の規定により類似意匠の意匠登録が無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、類似意匠の意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当する場合において、その類似意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審判が確定したとき、又は本意匠の意匠登録が同号に該当する場合において、その本意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審判が確定したことによりその類似意匠の意匠登録が前項の規定により無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、その類似意匠の意匠登録又は本意匠の意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

(審査に関する規定の準用)

第五十一条 第十八条の規定は、第四十六条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

2 特許法第五十条(拒絶理由の通知)の規定は、第四十六条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第三百十一条第一項及び第二項、第三百十二条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百五十九条第一項、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条から第三百六十三条まで並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。

第六章 再審、訴願及び訴訟

(再審の請求)

第五十三条 確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百二十条第一項及び第二項並びに第四百二十一条(再審の理由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第五十四条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求

することができる。

- 2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審により回復した意匠権の効力の制限)

第五十五条 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

- 2 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し譲渡し若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

第五十六条 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた意匠登録出願について再審により意匠権の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

(特許法の準用)

第五十七条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四条第一項から第三項まで及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。

(訴願)

第五十八条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分(補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。)に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

(審決等に対する訴)

第五十九条 審決に対する訴、第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項の規定による却下の決定に対する訴及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

- 2 特許法第七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九条から第八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴に準用する。

(対価の額についての訴)

第六十条 第三十三条第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

- 2 特許法第八十三条第二項から第四項まで(出訴期間)及び第八十四条第二号(被告適格)の規定は、前項の訴に準用する。

第七章 雑則

(意匠原簿への登録)

第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿

に登録する。

一 意匠権の設定、移転、消滅又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

- 2 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(意匠登録証の交付)

第六十二条 特許庁長官は、意匠権の設定の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。

- 2 意匠登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

(証明等の請求)

第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本であつて、意匠登録がされていないもの

二 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する書類、ひな形又は見本

三 第四十六条第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていないもの

四 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

(意匠登録表示)

第六十四条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品又はその物品の包装にその物品が登録意匠又はこれに類似する意匠に係る旨の表示(以下「意匠登録表示」という。)を附するように努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第六十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品以外の物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品であつて、その物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡し若しくは貸渡のために展示する行為

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(意匠公報)

第六十六条 特許庁は、意匠公報を発行する。

- 2 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 意匠権の消滅(存続期間の満了によるもの及び第四十四条第三項の規定によるものを除く。)

二 審判若しくは再審の請求若しくはその取下又は審判若しくは再審の確定審決

三 裁定の請求若しくはその取下又は裁定

四 第五十九条第一項の訴についての確定判決
(手数料)

第六十七条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第六十八条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第六条から第二十四条まで及び第百九十四条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。

3 特許法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条(条約の効力)の規定は、意匠登録に準用する。

5 特許法第百八十九条から第百九十二条まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第八章 罰則

(侵害の罪)

第六十九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴をまつて論ずる。

(詐欺の行為の罪)

第七十条 詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第七十一条 第六十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(秘密を漏らした罪)

第七十三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十九条第一項、第七十条又は第七十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第七十五条 第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第百七十四条第一項から第三項までにおいて、それぞれ準用する同法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千

円以下の過料に処する。

第七十六条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千元以下の過料に処する。

第七十七条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかったときは、五千元以下の過料に処する。

附 則 この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

	納付しなければならない者	金額
一	意匠登録出願をする者	一件につき千二百円(類似意匠にあつては、六百元)
二	第十四条第一項の規定により意匠を秘密にすることを請求する者	一件につき四百円(類似意匠にあつては、二百円)
三	第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者	一件につき二百円
四	第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四百円(類似意匠にあつては、二百円)
五	第二十五条第一項の規定により判定を求める者	一件につき三千円
六	裁定を請求する者	一件につき四千元
七	裁定の取消を請求する者	一件につき二千元
八	第四十三条第三項若しくは第六十八条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は第六十八条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
九	審判又は再審を請求する者	一件につき四千元
十	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千元

十一	意匠登録証の再交付を請求する者	一件につき四百円（類似意匠にあつては、二百円）
十二	第六十三条の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十三	第六十三条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円（外国文の書類は百語又は百語未満につき八十円，書類中図面があるときは図面一枚につき三千円，写真によるときは一枚につき五百円，特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額）
十四	第六十三条の規定により書類，ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円（意匠原簿にあつては，四十円）

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）